

(和歌山市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日

人 口 355,072 人 (令和 2 年 2 月 1 日現在)

面 積 208.85 平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算 1,566 億 8,303 万円

令和元年度特別会計当初予算 977 億 277 万円

令和元年度企業会計当初予算 411 億 5,036 万 8 千円

合 計 2,955 億 3,616 万 8 千円

財政力指数 0.8 (平成 30 年度決算)

3. 議会

条例定数 38

4 常任委員会 (総務、厚生、健康福祉、経済文教、建設企業)

3 特別委員会 (地震等災害対策、公営企業決算、決算)

4. 視察事項 「わかやまりノベーションまちづくり事業、 和歌山市まちなか再生計画について」

「紀の国わかやま国体後の取り組みについて」

(1) 視察目的

和歌山市では、増え続けている市中心部の遊休不動産を再生・活用して、機能や性能を向上させ、生まれ変わった遊休不動産を核に、まちに雇用と産業を生み出しエリアの魅力を高めることを目的に、公民連携のもと、リノベーションによるまちづくりに取り組んでいる。そして、地方拠点型のコンパクトシティの中核として新たな産業・コンテンツ・都市サービスを提供する舞台として再構築するため、都市再生推進法人や民間事業者と共に官民の遊休不動産を徹

底的な活用のほか、小中学校統合で廃校となった校舎等を活用した大学誘致や既存施設を活用した Park-PFI、道路空間を活用した社会実験等を実施し、公示地価の上昇や空き地面積の削減を目指しており、その取り組みは国から地方再生のモデル都市に選定されている。また、和歌山市では、平成 27 年に開催された紀の国わかやま国体の陸上、テニス、体操等の競技会場であった。

このような経緯を踏まえ、まず、わかやまりノバージョンまちづくり事業、和歌山市まちなか再生計画について、本市においては、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの持続可能な都市構造の形成を目指すため、立地適正化計画を策定中であり、また、リニア・高速交通網の進展によるスーパー・メガリージョンの形成に備え、本市の玄関口となる中心市街地等の整備による都市基盤の強化が求められており、近鉄四日市駅及び J R 四日市駅の駅前広場や歩行者空間等の整備による交通結節機能の強化や、新図書館を中心とした複合的な機能を併せ持つ複合拠点施設を整備するとともに、再開発や民間投資の誘導を図ろうとしている。次に、紀の国わかやま国体後の取り組みについて、本市においては、令和 3 年に開催される三重とこわか国体では、体操、サッカー、テニス、体操、自転車、軟式野球、カヌー、空手道、ゴルフ、三重とこわか大会ではバレーボールの競技会場となることから、競技会場となる四日市テニスセンター、四日市市中央フットボール場、四日市市総合体育館を新たに整備した。加えて、国体開催の前年には、東京オリンピックに際して体操カナダ代表チームが本市で事前キャンプを行われることから、市民がスポーツに親しむ環境が整備されるとともに、スポーツに関心を抱くきっかけとなる催しが立て続くことになる。

については、本市では現在策定中の新総合計画や立地適正化計画に基づき、今後中心市街地活性化に向けた具体的な施策を展開していくほか、リニア・高速交通網の進展によるスーパー・メガリージョンの形成に備え、本市の玄関口となる中心市街地等の整備による都市基盤の強化に取り掛かり、また、令和 3 年には本市でも三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催され、競技施設の整備等の国体へ向けた取り組みだけでなく、競技施設の有効活用等の国体後の取

り組みも求められることから、それぞれの先進的な取り組みを実施している和歌山市の事例を参考とすべく、今回視察を行うことになった。

(2) わかやまりノバージョンまちづくり事業、和歌山市まちなか再生計画について

ア. 2つの事業に取り組む背景

和歌山市の人口は昭和 60 年（1985 年）の 401,352 人を境に減少に転じ、人口密度も減少傾向にあり、令和 37 年（2035 年）には 30 万人を割り込む見通しとなっている。一方で中心市街地の人口は市の人口の減少幅よりも大きく減少しており、中心市街地の居住人口は昭和 40 年（1965 年）の約 7 万人から平成 27 年には約 3.3 万人と半減しているが、近年は下げ止まりが見られる。

また、中心市街地の商業に目を通すと、まず、和歌山市全体の商業の推移を見ると、平成 3 年には販売額 12,367 億円、事業者数 6,808 事業者、従業者数 36,185 人であったが、平成 26 年には販売額 9,961 億円、事業者数 4,438 事業者、従業者数 34,092 人となり、和歌山市全体では平成 3 年から約 2 割の減少となっている。次に、和歌山市のまちなかに位置付けられる本町、城北、大新の 3 ちくの商業の推移を見ると、平成 3 年には販売額 7,080 億円、事業者数 1,211 事業者、従業者数 7,080 人であったが、平成 26 年には販売額 866 億円、事業者数 652 事業者、従業者数 3,561 人となり、まちなかは 6 割以上の減少が生じており、和歌山市全体の中でもまちなかの商業の衰退が著しい。この商業の統計から見えたまちなかの衰退を裏付けるように、ぶらくり丁 6 商店街の営業店舗数は平成 22 年は 196 店舗あったものが平成 30 年には 171 店舗まで右肩下がりで年々減少しており、これに反比例する形で空き店舗率が平成 26 年以降 30%を超えている。また、ぶらくり丁商店街の通行量推移も昭和 54 年（1979 年）には 67,884 人であったのが、平成 28 年には 3,762 人まで減少している。なお、ぶらくり丁商店街の通行量については、平成 28 年を底に平成 29 年からは減少に転じている。中心市街地の衰退は大型商業施設の立地にも影響が及び、昭和 60 年頃には百貨店等の大型商業移設が中心市街地に立地していたが、徐々に郊外型の大型

商業施設が立地し始め、比較的アクセスの良い県外に相次いで大型商業施設が立地したことが追い打ちをかけ、中心市街地から百貨店が撤退し、現在では1店舗を残すのみとなった。

中心市街地から人と商業施設が流出したことにより、ぶらくり丁の路線価は、平成5年が約170万円/㎡であったが、平成26年には約17万円/㎡と、10分の1以下になり、不動産価値の低下とともに、空き店舗、空き家、駐車場等の遊休不動産がいたるところに点在する事態となった。

このような中心市街地の衰退を踏まえ、遊休不動産を活用した都市機能の集約化、和歌山市駅周辺整備、まちなか居住に繋がる民間投資の進展による中心市街地活性化を図るため、官民によるプロジェクトに取り組み、中心市街地の再編を行っている。

イ. わかやまリノベーションまちづくり事業

(ア) 目的

和歌山市では、増え続けている和歌山市中心部の遊休不動産を再生・活用して、その機能や性能を向上させ、生まれ変わった遊休不動産を核として、まさに雇用と産業を生み出しエリアの魅力を高めることを目的に、公民連携によるリノベーションによるまちづくりに取り組んでいる。

リノベーションまちづくりとは、今ある遊休不動産・公共空間を活かして、新しい使い方をしてまちを変えることで、民間自立型のまちづくり会社が、遊休不動産や公共空間のリノベーションを通じて都市型産業の集積を図り、雇用の創出やコミュニティの活性化等につなげていくため、遊休不動産の再生とまちづくりの担い手育成を図るための短期集中合宿リノベーションスクールの開催や、平成29年3月に策定されたわかやまリノベーション推進指針に基づく事業の検討・実施を進めている。

(イ) わかやまリノベーション推進指針の策定経過

リノベーションまちづくりの目的や方向性、進め方を示すため、委員や一般

参加者からの発言に基づき「わかやまりノバージョン推進指針」を平成 29 年 3 月に策定した。

わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会

委員長	嶋田洋平	株式会社リノベリング代表取締役
委員	梅田千景	和島興産株式会社代表取締役
	檜畑友洋	株式会社南北常務取締役
	源じろう	proyect g oficina 代表
	倉方俊輔	大阪市立大学大学院工学研究科准教授
	武内 淳	株式会社宿坊クリエイティブ代表取締役
	豊田英三	株式会社ワカヤマヤモリ舎代表取締役
	永瀬節治	和歌山大学観光学部准教授
	吉川誠人	株式会社紀州まちづくり舎代表取締役
	依岡善明	城善建設株式会社代表取締役社長

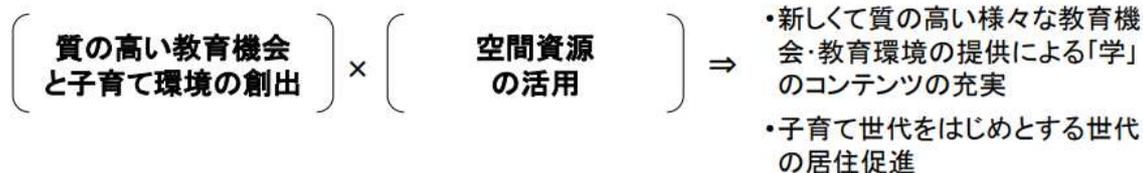
わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会

平成 28 年 7 月 15 日	第 1 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会
平成 28 年 9 月 1 日	第 2 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会
平成 28 年 10 月 20 日	第 3 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会
平成 28 年 11 月 14 日	第 4 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会
平成 28 年 12 月 20 日	第 5 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会
平成 29 年 1 月 13 日	第 6 回わかやまりノバージョンまちづくり構想検討委員会

(ウ) わかやまりノバージョン推進指針の方向性

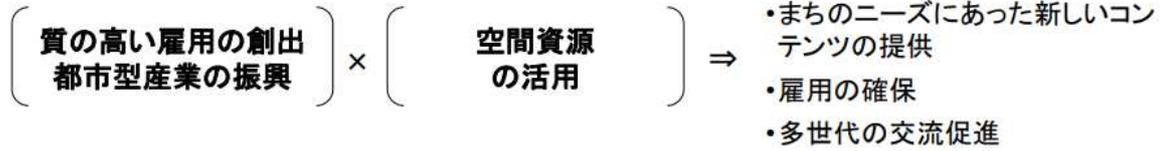
教育高品質なまち(公の教育×民の教育)

市民誰もが品質の高い教育を受ける機会に恵まれているまち

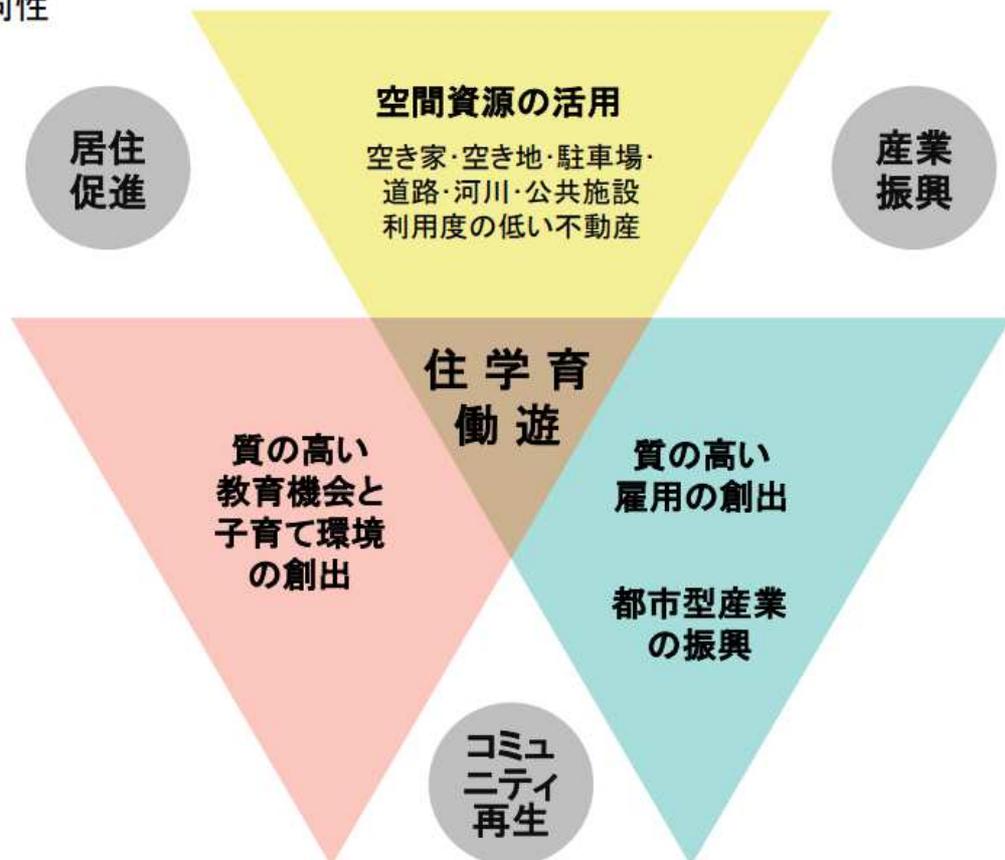


コンテンツのあふれるまち

今の城下町わかやまにふさわしいコンテンツが充実しているまち



指針の方向性



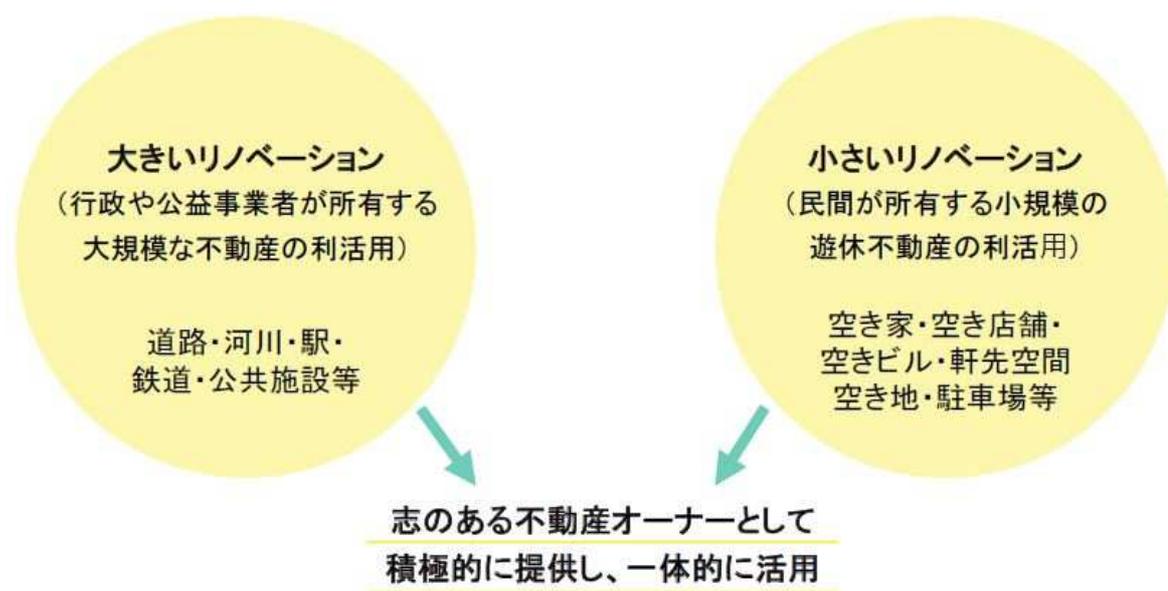
出典：『【本編】わかやまリノベーション推進指針』より抜粋

(エ) リノベーションまちづくりについて

和歌山市のまちなかにあふれている空き店舗・空き家や駐車場、利用度の低い道路・河川、公共施設などの空間資源の活用と民間主導によるリノベーション事業の実施を通し、都市・地域経営課題を解決するとともに、質の高い教育機会や子育て環境の創出、質の高い雇用の創出、都市型産業の振興を図ること

で、コンパクトで魅力的な賑わいの集積を広げていくことを意図している。

これを実現するために、家守（やもり）会社と呼ばれる民間自立型のまちづくり会社がリノベーションを通じて雇用の創出やコミュニティの活性化等を図っていく。公共施設や公益事業施設等をリノベーションする「大きいリノベーション」と民間が所有する小規模施設等をリノベーションする「小さいリノベーション」を組み合わせ、志のある不動産オーナーとして積極的に提供し、一体的に活用することで、魅力的な公共空間の創出や公民連携による持続可能なサービスを提供し、これまでにないサービスを提供する新たなコンテンツの創出や、多様なニーズに応えた住宅や店舗及び公共サービスの創出することで、新たな都市型コミュニティの形成を図るものである。



出典：『わかやまりリノベーション推進指針【本編】～ニュー城下町実現に向けて～』より抜粋

リノベーションまちづくりを推進するために下記の11の戦略を策定し、この11の戦略を実現していくため、まちなかと周辺エリアでリノベーションスクールを開催している。

1 1 の 戦 略	<ol style="list-style-type: none"> 1. 質の高い教育機会と子育て環境の創出 2. 遊休不動産の住宅転用 3. 都市型産業の振興と質の高い雇用の創出 4. 民間駐車場の農園等への転用 5. 道路の歩行者空間化 6. まちなかとフリンジ駐車場や和歌山大学を結ぶ二次交通 7. 河川・水辺空間の活用 8. 水辺周辺の公共不動産の活用 9. 新たなファイナンススキームの構築 10. まちなかと周辺エリアをつなぐ新たな観光戦略 11. まちなかと周辺エリアのネットワーク化と情報発信
-----------------------	--

(オ) リノベーションスクール

リノベーションスクールは、まちなかでは、行政がリノベーションスクールを開催し周辺エリアへのリノベーションまちづくりの効果の波及を図る。そして、周辺エリアでは、民間がクラウドファンディング等を活用してリノベーションスクールを開催し、これを和歌山市が支援する。また、和歌山市と和歌山県が連携し、市外沿岸部をはじめとする和歌山県内にこの取組が波及されることを意図している。

「リノベーションまちづくり」の特徴

- ① **収益性が高く、スピードが速い**
今あるものを活かし、新しい使い方をしてまちを変えます。
- ② **民間主導の公民連携**
人口減少や経済縮小が進む中、行政だけでまちづくりを進めることは財政的に困難ですので、民間主導でリノベーション事業を興し、行政がこれを支援します。
- ③ **都市・地域経営課題を解決**
遊休不動産という空間資源と地域資源を活用して、民間自立型リノベーション事業を興し、地域を活性化させます。
- ④ **補助金にできる限り頼らない**
経済合理性を追求します。



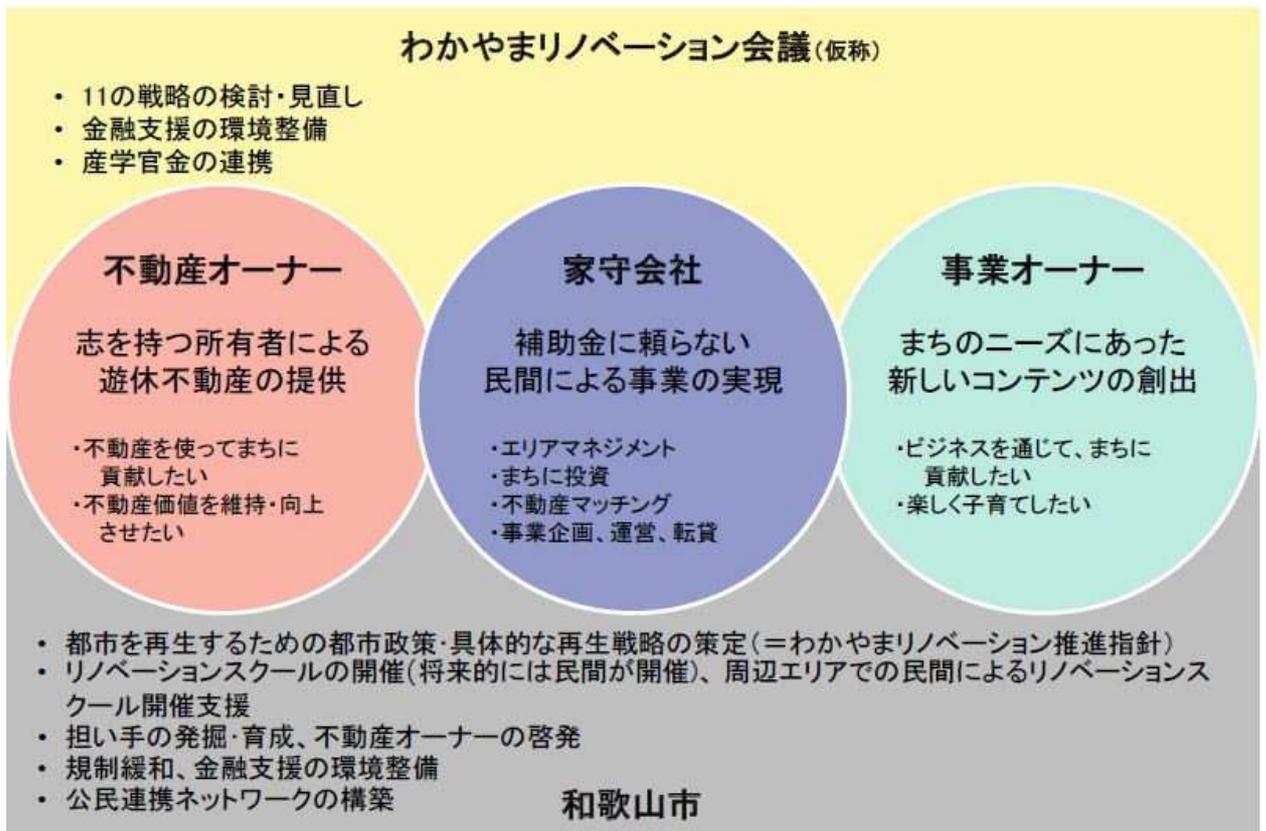
和歌山市のまちなかにあふれている空き店舗・空き家や駐車場、利用度の低い道路・河川、公共施設などの空間資源の活用と民間主導によるリノベーション事業の実施を通し、**質の高い教育機会や子育て環境の創出、質の高い雇用の創出、都市型産業の振興**を図っていきます。

出典：『【本編】わかやまリノベーション推進指針』より抜粋

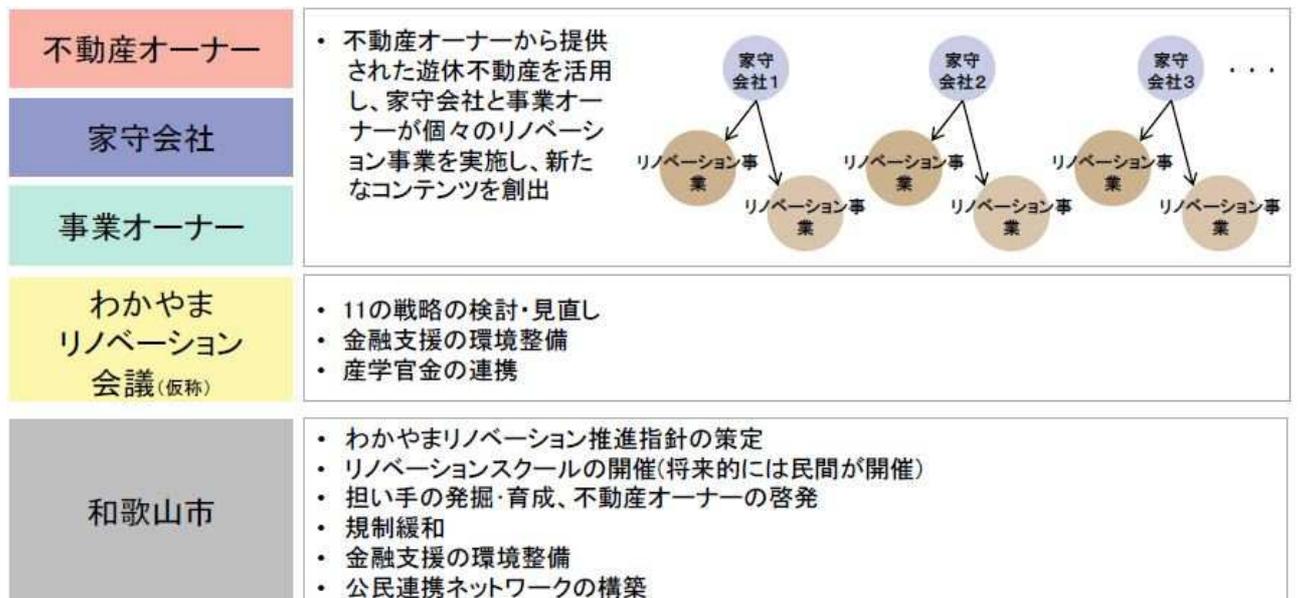
リノベーションまちづくりを進めていくため、短期集中合宿であるリノベーションスクールを開催し、遊休不動産の再生とまちづくりの担い手の育成を図っている。リノベーションスクールでは、これからの建築・不動産・まちづくりに欠かせないリノベーションを通じた都市再生手法を実践を通じて学ぶ場であり、平成27年（2014年）2月に第1回が開催され、平成29年度（2016年度）までに5回開催されている。和歌山市内の遊休不動産を対象に、全国から様々な経歴を有する講師陣がユニットと呼ばれる8人程度のチームを組んで、和歌山市内のまちの未来を考える場となる。各段階のユニットワークで必要となる知識や技術をライブアクトで学び、3日間で受講生と講師陣が一丸となって実務レベルのリノベーション事業計画を作成し、最終日に不動産オーナーへ提案する。リノベーションスクール終了後は、提案をもとにブラッシュアップを重ねて事業化に向けて動き出すことになる。これまでにリノベーションスクールの提案の事業化が7件、その他の物件でスクール受講生が携わり事業化されたものが11件ある。

リノベーションスクールが契機となり、受講生等が商店街や道路、河川を活用したイベントを開催しているほか、商店街の空き店舗でも波及的に新たな事業が相次いで実施されている。まちなか新規開業店舗数は40店舗にも及び、推定雇用者数は300人となっている。まちなかに少しずつ活気が戻りつつあることは、路線価や遊休不動産の動向からも明らかとなっており、路線価の下げ止まりと空き物件の減少が顕著な形で表れている。

(カ) リノベーションまちづくりの実現に向けた体制とプロセス



出典：『わかやまリノベーション推進指針【本編】～ニュー城下町実現に向けて～』より抜粋





複数の家守会社が自立し、民間主導の公民連携によるリノベーションまちづくりが浸透し、目指す未来が実現しています

出典：『わかやまリノベーション推進指針【本編】～ニュー城下町実現に向けて～』より抜粋

(キ) 委員からの質疑

Q 7. リノベーションスクールの受講料はいくらか。

A 7. 3日間の受講料として、社会人は1万5千円、学生は5,000円であり、別途宿泊料や旅費は参加者負担である。

Q 8. リノベーションスクールに要する講師料はいくらか。

A 8. リノベーションスクールという委託先に1回につき800万円から900万円程度支払う。

Q 9. リノベーションスクールの今後の取り組みはどうか。

A 9. 中小企業と公共空間を結び付け産業イノベーションを誘発する取り組みを行いたいと考えている。

Q 9. リノベーションスクールについては、和歌山県は何か関係しているのか。

A 9. 当初は和歌山県の緊急雇用創出事業臨時特例基金から補助があったが、現在では特に関りはない。

(ク) 所感

和歌山市では昭和17年に立地した住友金属工業和歌山製鉄所（現在の日本製鉄）が戦後の経済成長とともに発展し、全国有数の高炉機能を有する主力製鉄所としての地位を占め、最盛期には関連企業も含めると約3万人もの従業員数を誇ったとされ、全国屈指の企業城下町として発展を遂げたが、高度経済成長以降の世界経済を取り巻く環境の変化や生産体制の見直しもあり、断続的に減産が行われ事業規模が縮小した。このような経緯もあり、昭和60年を境に人口が減少に転じ、それに呼応するかのように中心市街地の活力も低下し、百貨店の撤退や商店街の空き店舗や空き地の増加が目立ち始めたことから、中心市街

地の遊休不動産を再生・活用して、その機能や性能を向上させ、生まれ変わった遊休不動産を核として、まちに雇用と産業を生み出しエリアの魅力を高めることを目的に、公民連携によるリノベーションによるまちづくりに取り組んでいる。このわかやまりノベーションまちづくり事業のほか、後述の和歌山市まちなか再生計画等の事業等の取り組みの結果、中心市街地の人口と不動産価値に下げ止まりが見られ、徐々に街中に活気が戻りつつある。

わかやまりノベーションまちづくり事業は、公民連携によるものであるが、行政の関わり方はリノベーションスクールの開催や公民連携ネットワークの構築等、どちらかというとなら後方支援的な役割を担っており、主役はあくまでも不動産オーナーや事業主、そして、家守会社と呼ばれる民間自立型のまちづくり会社であり、この家守会社がリノベーションを通じて雇用の創出やコミュニティの活性化等を図っていく過程が理解できた。行政依存を低めつつ、リノベーションまちづくりを図る上で必要な環境の整備や場の提供といった行政でなければできないことに徹することは、事業主体に自立を促し、補助金に依存しない経済循環が促進されれば、地域経済がより一層活性化することになり、東海地域をリードし、地域社会のイノベーションを誘発する産業・交流拠点都市の実現に向けて中心市街地の都市機能高次化プロジェクトに取り組む本市にとっても、その手法は大いに参考となる。

当委員会として、今後、令和2年度から始まる四日市市総合計画に基づき、都市の機能と魅力を高め、活力あふれる都市を創る取組に始めるが、和歌山市のようなまちなかの魅力を高める先進事例の調査・研究を進め、本市の実情に見合い、かつ本市の取り組みが先進的な事例として注目されるように、今後も議論を深めてまいりたい。

ウ. 和歌山市まちなか再生計画

(ア) 目的

地方拠点型のコンパクトシティの中核として新たな産業・コンテンツ・都市サービスを提供する舞台として再構築するため、都市再生推進法人や民間事業

者と共に官民の遊休不動産を徹底的に活用するほか、小中学校統合で廃校となった校舎等を活用した大学誘致や既存施設を活用した Park PFI、道路空間を活用した社会実験等を実施することで、公示地価の上昇や空き地面積の削減を目指す。



(イ) 内容

① 遊休不動産を活用した都市機能の集約化

小中一貫校開校に伴う学校跡地を有効活用しコスト削減を図りながら都市機能を集約することを目的としており、長年の課題であった若年者層の市外への流出抑制やまちなかの賑わいの創出を図るため、小中学校再編によるまちなかの学校跡地を活用し、専門性の高い分野の大学の誘致に取り組んでおり、専門性の高い大学を誘致することで、学生が和歌山市で学び、就職するという「地学地就」を実現するとともに、学生が地域の方々と交流することで、和歌山市への愛着が定住へとつながり、それらが様々な分野への波及効果を生み、まち全体が活性化することを目指している。

これまでに、城北小学校と公園の跡地に伏虎義務教育学校が平成 29 年に開校したほか、まちなか 3 大学誘致として、雄湊小学校跡地に東京医療保健大学和

歌山看護学部が平成30年に開校し、本町小学校舎と公園の跡地に和歌山信愛大学教育学部が平成31年に開校し、伏虎中学校跡地には県立医科大学薬学部や令和3年に開校予定である。また、伏虎中学校跡地には地域交流センターとまちおこしセンターも令和3年度に開館する予定である。

<p>平成30年4月開校</p>  <p>湊小学校跡地・校舎</p>	<p>看護学部</p>  <p>東京医療保健大学和歌山看護学部</p>
<p>平成31年4月開校</p>  <p>本町小学校跡地・校舎</p>	<p>教育学部</p>  <p>和歌山信愛大学教育学部</p>
<p>令和3年4月開校</p>  <p>伏虎中学校跡地</p>	<p>薬学部</p>  <p>和歌山県立医科大学薬学部</p>
<p>本町認定こども園 (令和2年4月開園) こども総合支援センター (令和2年1月運用開始)</p>	
	<p>○保護者の就労の有無にかかわらず就学前の子どもを受け入れ、幼児教育と保育とを一体的に実施。 ○子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等、地域における子育て支援を実施。</p>

② 和歌山市駅周辺整備

南海和歌山ビルの建て替えを市街地再開発事業で実施し、更新時期を迎えている市民図書館の和歌山市駅への移転と市営自転車駐車場の併設をこの再開発事業で整備した。さらに、駅前広場を再整備することにより、公共交通の利便性向上、交通結節機能の強化、和歌山市の玄関口にふさわしい良好な景観を創出し、衰退イメージが大きい南海和歌山市駅周辺におけるイメージ刷新の契機

とする。また、市民図書館、駅前広場を含めた市駅の再整備は、南海和歌山市駅周辺に対する民間の投資や都市機能の更新を積極的に誘導していくことも目的としている。市民図書館を核とした公益施設棟のほか、オフィス棟、商業棟、ホテル棟からなる複合施設全体の名称はキーノ和歌山である。



商業棟及びホテル棟1～3階の商業ゾーンについては、店舗数が約30店舗あり、改札正面の通路は3階まで吹き抜け空間となり、駅とまちを繋ぐ開放的で賑わいのある和歌山の新しい玄関口をイメージし、1、2階の通路天井部分などに紀州材を使用し和歌山らしさを表現するなど、和歌山市の玄関口にふさわしい景観を形成している。



商業ゾーンの各階については、まず1階は和歌山の新しい玄関口・日常を彩

るデイリーユースのフロアであり、“わざわざでも行きたくなる”をテーマに、野菜・肉・魚の専門店が厳選した高品質な生鮮食品をはじめ、こだわりの食品雑貨や和歌山ならではの食材が一堂に会する、新しいかたちのマーケットを核テナントとなる。

次に2階は和歌山を感じるレストランのフロアとして海の幸や山の幸など、食材の宝庫である和歌山ならではの選りすぐりのローカルグルメを楽しむことができるダイニングフロアで、食を切り口に、和歌山の楽しさを再発見することを意図している。

最期に3階は和歌山市民の生活に寄り添う“美と健康”のフロアとして医療機能が揃うクリニックゾーンには、和歌山県内を中心に活躍中の専門医を集めるほか、調剤機能も併設することで、快適に診療・治療を受けられる施設が集まることで、地域にお住まいの皆様の日々の暮らしに寄り添うフロアを目指す。

また、ホテル棟の4～12階には、カンデオホテルズ和歌山が出店している。

和歌山市民図書館を核とした公益施設棟には、本を通じてライフスタイルを提案するカルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社が運営する関西初の市民図書館が開館したほか、地域子育て支援拠点施設 キッズステーションも入居する。和歌山市民図書館は一人でゆったりと寛いで読書にふけるスペース、家族や仲間同士で本を楽しめるスペース、学びの部屋として独立させた学習室、子供や子育て世代の方が気兼ねなく利用できるスペースを設けるなど、多様なニーズに合わせた空間となっている。各階については、1階は一般図書のエリアに加え、スターバックス コーヒーと蔦屋書店を併設し、書店では文具や雑貨、和歌山の物産も取り扱っている。2階は日常生活に関わりの深い、料理・健康・趣味などの生活に身近な資料と小説を配置し、多目的ルームや郷土作家有吉佐和子の関連資料が閲覧できる有吉佐和子文庫を設けている。3階は専門的な資料を中心に配置し、利用者が集中して学習や調査・研究ができる静かな学習室、パソコンが利用できるオープン型の学習席がある。また、市民図書館がこれまで収蔵してきた貴重な移民に関する資料を閲覧できる移民資料室を設けている。4階は図書資料だけでなく知育玩具を常設し、子供たちが自由に遊び、多様な学

びを体験できるほか、子育て世代の方が気軽に集え、交流できる地域子育て支援室を設けた。屋上は芝生を敷いたまちなか公園をイメージし、利用者が飲食できる開放的な環境を創ることで、読書やコミュニケーションを楽しめる空間となっている。



1階



2階



3階



4階



屋上

また、和歌山市駅前広場整備を和歌山市駅の拠点性を高めるために、駅ビルの建て替えと合わせて整備を行い、鉄道やバス、タクシーの利用環境及び乗り継ぎ環境の向上を図るものであり、西側にバスターミナル、東側にタクシー、一般車ゾーンとなっており中央には広場を設けた。



③ まちなか居住に繋がる民間投資の進展

まちなか再生の理念である「まちなか暮らし・オンリーワンの魅力向上」の一環として、まちなか居住につながる民間投資として、次の2つの市街地再開発事業に取り組んでいる。まず、和歌山都市計画友田町四丁目地区第一種市街地再開発事業は、JR 和歌山駅周辺に内科病院、商業、住宅などの都市機能を充実させ、患者の通院利便性の向上、住宅供給による定住人口の増加を目指すた

め、医療、商業、住宅からなる複合ビルが令和2年に竣工する。次に、和歌山都市計画北汀丁地区第一種市街地再開発事業は、和歌山城周辺に専門学校、福祉施設、住宅などの都市機能を充実させ、学生数の増加、住宅供給による定住人口の増加とにぎわいの創出を目指すため、福祉、専門学校、住宅等からなる複合ビルが令和2年に竣工する。



(左) 友田町四丁目地区第一種市街地再開発事業、(右) 北汀丁地区第一種市街地再開発事業

出典：和歌山市ホームページ『市街地再開発事業』より抜粋

(キ) 委員からの質疑

Q 1. 南海和歌山市駅の再開発は南海鉄道側から提案のあった事業か。

A 1. 南海鉄道から集客が見込める図書館を核とした再開発の提案があった。

Q 2. 再開発区域は全て南海鉄道所有の土地か。

A 2. 和歌山市民図書館は公有地に立地している。

Q 3. 和歌山市の費用負担は和歌山市民図書館に係る費用のみか。

A 3. 和歌山市民図書館のみである。

Q 4. 和歌山市民図書館の指定管理者は計画段階から参画しているのか。

A 4. 公立図書館の民間運営は主に日本図書館協会とカルチュアコンビニエンスクラブの2者が担っており、カルチュアコンビニエンスクラブに指定管理者として計画段階から参画した。

Q 5. 東京医療保健大学、和歌山信愛大学、和歌山県立医科大学を誘致したのは、和歌山市が主導したものか。

A 5. 和歌山市が主導したものである。

Q 6. 誘致した大学等の学生の住まいは市内に居住してもらう考えか。

A 6. 市内に居住してもらう考えではあるが、例えば、東京医療保健大学では和歌山県内の自宅から通学する生徒が多いこともあり、市内に居住しようとする学生の需要はそれ程多くはないと見ている。

(ク) 所感

和歌山市では先述のように戦後に住友金属工業和歌山製鉄所の企業城下町として発展を遂げたが、住友金属工業の国内生産体制の見直しや世界経済の変動等により事業規模が縮小したことで、中心市街地の活力が低下し、人口や不動産価値の減少に見舞われ、企業城下町として運命共同体として歩んできた和歌山市への影響も計り知れないものがあつたことは想像に難くない。

和歌山市がリノベーションまちづくりやまちなか再生計画として大学の誘致や和歌山市駅周辺整備によるまちづくりに推進しているのも、根底にあるのは現状維持のままでは中心市街地の活力が低下し続け、ひいては和歌山市全体の活力をも削いでしまうという強い危機感から、現状を打破すべく、従前の企業城下町としての立ち位置だけでなく、自立志向型の施策展開を求められた結果であることが理解できた。

まちなか再生計画である遊休不動産を活用した都市機能の集約化や和歌山市周辺整備等は、それぞれ個々の事業であるが、根底には中心市街地の魅力を高め、人口と不動産価値を増加させるという目的がある。加えて、各事業をそれぞれ単独の事業としての点ではなく、根底にあるまちなかの再生という面で捉えることで、遊休不動産の利活用等によるまちなかの再生に結び付けている。また、和歌山市駅周辺整備事業に代表されるハード事業だけでなく、市駅 “グリーングリーン” プロジェクトという駅前の街路空間からまちの再生を目指す社会実験や水辺を生かしたまちづくりを目指す市堀川での社会実験等のソフト事業も同時並行で実施しており、ハードだけでなくソフト面でもまちなかの魅力を高め、多くの人を惹きつけるという手法は、今後本市においても都市の機

能と魅力を高め、活力あふれる都市を創る取り組みにおいて、大いに参考となる。

当委員会として、本市ではリニア・高速交通網の進展によるスーパー・メガリージョンの形成に備え、本市の玄関口となる中心市街地等の整備による都市基盤の強化が求められており、近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場や歩行者空間等の整備による交通結節機能の強化や、複合的な機能を併せ持つ複合拠点施設を整備するとともに、再開発や民間投資の誘導を図るべく、現在近鉄四日市駅周辺等整備事業の基本計画を策定中であるほか、令和2年度から始まる新たな四日市市総合計画においても、駅前広場や歩行者空間等の整備等が具体的な取り組みとして明記されており、今後、都市の機能と魅力を高め、活力あふれる都市を創造に取り組むが、和歌山市のようなまちなかの魅力を高める先進事例の調査・研究を進め、本市の実情に見合い、かつ本市の取り組みが先進的な事例として注目されるように、今後も議論を深めてまいりたい。

(3) 紀の国わかやま国体について

和歌山県では昭和46年に第26回国民体育大会である黒潮国体が開催されたが、平成27年には44年ぶりとなる第70回国民体育大会である紀の国わかやま国体が再び和歌山県で開催された。

大会の愛称として用いられている紀の国は、万葉の時代より和歌山を表す言葉として使われ、今も県民に親しまれ、さまざまな場面で使われている言葉であり、第70回国民体育大会が和歌山県で開催されることを明確に示す「わかやま国体」に「紀の国」を付けた愛称が県民に親しまれるとともに、「紀の国」を全国に発信する意図であった。

大会スローガンである「躍動と歓喜、そして絆」は、活力に満ちたふるさとづくりに寄与する大会の実現を通じ、和歌山の元気・活力・躍動感を全国にアピールするとともに、大会に参加するすべての人が躍動し、歓喜する。そこに交流が生まれ、絆が深まるような大会を目指すことをイメージした。

(ア) 大会開催までの経緯

平成 19 年 3 月	開催内々定
平成 19 年 9 月	第 70 回国民体育大会和歌山県準備委員会の設立
平成 22 年	開催内定
平成 24 年	開催決定
平成 26 年	リハーサル大会の開催
平成 27 年	第 70 回国民体育大会の開催

(イ) 第 70 回国民体育大会開催基本構想

国体は、半世紀に一度のビッグ・スポーツイベントであり、開催を起爆剤として、和歌山県のスポーツの振興・活性化を図り、「元気な和歌山」を実現するには、県民の英知とエネルギーを結集した取組が不可欠であることから、大会の開催及び開催準備の指針となる基本目標と、その実現に向けた取組の方向性や考え方を明らかにするため、第 70 回国民体育大会開催基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定する。

基本構想には、『全国に和歌山県の魅力を強くアピール』、『県民一人ひとりが、スポーツを「する」「みる」「支える（育てる）」機会を享受』、『スポーツ価値、楽しさ、感動の共有』をもたらす大会となるよう、以下 4 つの基本目標を設定している。県民が一丸となって基本目標にまい進し、国体開催を通じ、本県のスポーツ実施人口の拡大と競技力の向上、地域のスポーツ環境の整備・充実を実現させるとともに、地方文化の振興など県勢発展に大きな遺産となるよう、さらには自信と誇りに満ちた「元気な和歌山」の実現に繋がるよう、総力をあげて取り組む。

(ウ) 4 つの基本目標

基本目標 1 和歌山を元気にする国体
○男女総合優勝（天皇杯）獲得を目標に掲げ、スポーツを通じて県民が夢と感動を共有し、交流の輪を広げるとともに、生きがいのある社会の形成に繋げるなど、和歌山県にふさわしい国体を開催します。
○慣例にとらわれず、様々な視点から創意工夫を凝らすことにより、簡素・効率化を図りながらも新しい時代に適応した質の高い大会運営に取り組みま

す。
基本目標 2 国体を契機としたスポーツの振興
○県内スポーツ水準の向上を図るとともに、国体を一過性のイベントとしてではなく、開催後も継続したスポーツ振興が図れるよう工夫し、県民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる環境整備に取り組み、「スポーツ王国・和歌山」を復活させます。
基本目標 3 活力に満ちたふるさとづくりに寄与する国体
○国体の開催を契機に、スポーツに対する県民の認識や意欲を更に高揚させるとともに、活力に満ちたふるさとづくりや心豊かでたくましい人づくりなどの地域おこしを推進します。
基本目標 4 和歌山の魅力を全国に発信する国体
○和歌山県の魅力を最大限に活かすとともに、「おもてなし」の向上に努め、いつまでも心に残るまごころのこもった大会を目指します。 ○心温かさと奉仕・慈善などの市民性を重視する県民気質を存分に発揮し、訪れる人々に癒しと感動を提供することにより、全国に和歌山ファンを生み出します。

(エ) 国体・大会の開催に係る基本的な方針

競技力向上のため、徹底した選手強化や医科学サポートの充実に取り組んできており、この成果を存分に発揮し紀の国わかやま国体での男女総合優勝を目指す。紀の国わかやま大会においては、大会での交流を通じ、障害に対する理解と障害者の社会参加を促進する。

また、来県される多くの方を心のこもった“おもてなし”でお迎えすることにより、本県の魅力を全国に発信する。

このような取組を通じ、スポーツ人口の拡大や競技力の向上、スポーツ環境の整備・充実のみならず文化の振興や市民活動の活性化など「元気な和歌山」の実現につながるよう、県民総参加で夢と感動を共有できる両大会を目指す。

(オ) 県民運動基本目標

1. みんなの国体

県民のアイデアとエネルギーを活かし、県民全員が参加するみんなの国体にしよう。



2. 躍動する国体

スポーツとの様々な関わりを通じて、心豊かでたくましい人と活力に満ちた地域をはぐくむことで、人と地域が躍動する国体にしよう。



3. ぬくもりのある国体

来県者をおもてなしの心で迎え、和歌山の魅力を伝えることで、和歌山のぬくもりと感動が詰まった国体にしよう。



(カ) 開催期間と実施競技

開催期間	平成 27 年 9 月 26 日 (土) ～10 月 6 日 (火)
------	------------------------------------

紀の国わかやま国体の実施競技

正式競技 (37 競技)	陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ
特別競技	高等学校野球 (硬式、軟式)
公開競技	ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、パワーリフティング、綱引
デモンストラレーションスポーツ	
	カローリング、日本拳法、武術太極拳、ソフトバレーボール、合気道、インディアカ、キンボールスポーツ、パラグライダー・ハンググライダー、ペタンク、ゲートゴルフ、パークゴルフ、リレーション 3 (3 人制ゲートボール)、ウォークラリー、ビーチボールバレー、ウォーキング、オリエンテーリング、近代 3 種、3B 体操、サーフィン、スポーツチャンバラ、スポーツ吹矢、庭球野球 TE-YA、バウンドテニス、ビリヤード、ビーチラグビー

和歌山市を会場とした実施競技

正式競技	総合開会式、総合開会式、陸上競技、テニス、ウエイトリフティ
------	-------------------------------

	ング、ハンドボール、自転車（トラック・レース）、ハンドボール、相撲、フェンシング、柔道、ライフル射撃（CP）、バスケットボール、水泳、体操、セーリング
特別競技	高等学校野球（硬式）
デモンストレーションスポーツ	サーフィン

和歌山市内で実施された競技と会場について

競技名		種別	会場名
開・閉会式			紀三井寺公園陸上競技場
陸上競技		全種別	紀三井寺公園陸上競技場
水泳	競泳	全種別	秋葉山公園県民水泳場
	水球	少年男子	
テニス		全種別	和歌山市立つつじが丘テニスコート
体操	競技	全種別	和歌山ビッグホエール
	新体操	少年女子	和歌山ビッグホエール
バスケットボール		全種別	和歌山ビッグホエール
			武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ
			ノーリツアリーナ和歌山
			和歌山市立河南総合体育館
セーリング		全種別	和歌山セーリングセンター
ウエイトリフティング		全種別	片男波公園健康館
ハンドボール		全種別	和歌山ビッグホエール
			和歌山市立河南総合体育館
自転車	トラック	全種別	和歌山競輪場
相撲		全種別	県営相撲競技場
フェンシング		全種別	武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ
柔道		全種別	武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ
ライフル射撃	(CP)	成年男子	和歌山県警察学校訓練場
高等学校野球	硬式		紀三井寺公園野球場

(キ) 委員からの質疑

Q 1. 高校生の競技補助員確保に苦慮した要因は何か。

A 1. 数年前から高校に対して協力要請を行ったが、担当者が人事異動した場合、その事務引継ぎが十分ではないことや、募集人数が学校間で違うことへの理解不足もあり、競技補助員の確保に苦慮した。

Q 2. 各競技団体からの支援もあると思うが、これ程大規模な大会ともなる

と高校生の確保は大会を円滑に運営する上で欠かせないのではないか。

A 2. 各競技団体からは競技会役員として人員配置されるが、競技そのものの補助としては高校生が中心となり担っていただく。

Q 3. 紀の国わかやま国体での経験から、本市に事前に行うべきこととして助言をいただくとすれば、特に高校との連携を図ることか。

A 3. 高校への競技補助員の協力要請は和歌山県を通して各高校と調整を行うものであったが、実際にはある程度和歌山市としても主体性を持って取り組む必要があった。このような経緯から、高校との調整が難航する可能性も否定できないため、余裕を持って取り組まれるべきである。また、競技担当以外の高校生が自主的に手伝ってくれたことも想定外だった。

Q 4. 競技補助員は各競技一律の条件で募集するのか。

A 4. 競技団体によって募集する内容が違う。

Q 5. 競技補助員は無償か有償か。

A 5. 交通費や弁当は支給するが日当は支給しない。

Q 6. 競技関係者の競技会場と宿泊会場の移動手段は主に何か。

A 6. 競技選手については、和歌山県の担当部署が窓口となり、都道府県別に割り当てたタクシーや宿泊先と競技会場を周回するシャトルバスでの移動となった。また、競技役員は競技会場周辺に駐車場を確保した。

Q 7. 競技関係者の宿泊先の確保はどのように行ったのか。

A 7. 宿泊施設の取りまとめを行った和歌山県を窓口宿泊者を受け入れた。

Q 8. 国体終了後にも形として残るようにレガシーを意識した取り組みはあったのか。

A 8. 天皇杯、皇后杯の獲得を目指す考えはあったが、国体後の意識はそれほど持ち合わせていなかった。

Q 9. 和歌山県との関係性はどうか。

A 9. 県立の競技施設で市の大会も実施しており、特に意識はしていない。

Q 10. つつじが丘テニスコート以外に国体を機に整備した競技施設はあるか。

A 10. つつじが丘テニスコートのみである。

Q 1 1. 大会誘致に伴う市民利用への影響はあるのか。

A 1 1. 土日に大会を開催することが多く、土日の利用は多少なりとも影響が出ている。

Q 1 2. 和歌山市障害者スポーツイベント？障害者スポーツの取り組みの経緯について。

A 1 2. スポーツ振興わかやま市議団の取り組みのほか、笹川財団にスポーツと障害福祉の担当課長が赴いた際に、障害者スポーツの話しがあり、それがきっかけとなった。

Q 1 3. 大会期間中に交通渋滞は発生したか。

A 1 3. 特に渋滞は発生していない。

Q 1 4. 大会期間中にシャトルバスを運行させたか。

A 1 4. シャトルバスを運行させた。

Q 1 5. 競技会場の駐車場は混雑したか。

A 1 5. 保護者の利用を想定より多く、駐車場が混雑したため、駐車場を増設した。また、混雑を避けるため都道府県ごとに駐車スペースを振り分けた。

Q 1 6. 競技会場の最寄り駅の混雑状況はどうか。

A 1 6. 単線ということもあり混雑した。

Q 1 7. ボランティアの確保について、競技団体の規模に左右されるのではないか。

A 1 7. 多少なりともその傾向にあった。

Q 1 8. 国体を開催して良かったと思うことはあるか。

A 1 8. 各競技種目のレベルが底上げされ、現在も持続している。

Q 1 9. 市民が実感できる国体の成果はあるか。

A 1 9. 昭和 46 年に和歌山県で開催された黒潮国体と比べると限定的だが国体開催に合わせて道路整備が行われた。

Q 2 0. 市民の意識変化はあったか。

A 2 0. ボランティア等がきっかけで、スポーツに接したことで、スポーツに関心を持っていただいた側面はあると思う。

(ク) 所感

和歌山市では昭和 46 年に第 26 回国民体育大会である黒潮国体が開催され、平成 27 年には 44 年ぶりとなる第 70 回国民体育大会である紀の国わかやま国体が開催された。先の黒潮国体では幹線道路の整備等の社会インフラの整備が行われた一方で、紀の国わかやま国体では、国体開催を通じ、和歌山県のスポーツ実施人口の拡大と競技力の向上、地域のスポーツ環境の整備・充実を実現させるとともに、地方文化の振興など県勢発展に大きな遺産となるよう、さらには自信と誇りに満ちた「元気な和歌山」の実現に繋がるよう、総力をあげて取り組むことが基本構想に盛り込まれており、ハード面の整備だけでなく、ソフト面での取り組みに注力したことが伺える。本市においても、令和 3 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会が控えており、四日市市総合体育館、四日市テニスセンター、中央フットボール場を新たに整備したところであるが、競技施設の整備だけでなく、選手団等のおもてなしを担うボランティアの体制構築や市民がスポーツに親しむことができる環境の整備等のソフト面での対策にも取り組んでいく必要がある。

また、当初想定していなかった高校に対して競技補助員の協力を依頼したところ、想像以上に交渉に要する時間を有した和歌山市の経験は、令和 3 年の三重とこわか国体・三重とこわか大会を控える本市にとっても大いに参考となるものである。

当委員会として、半世紀ぶりの開催となる三重とこわか国体・三重とこわか大会を無事終わられるよう、他市の国体開催から得た教訓等を踏まえつつ、万全の体制で臨めるように、取り組んでまいりたい。

(広島市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日

人 口 1,195,775 人 (令和 2 年 1 月 31 日現在) 1195775

面 積 906.68 平方キロメートル

2. 財政

平成 30 年度一般会計当初予算 6,700 億 5,261 万 1 千円

平成 30 年度特別会計当初予算 4,244 億 816 万 9 千円

合 計 1 兆 2,426 億 8,679 万円

財政力指数 0.83 (平成 30 年度決算)

3. 議会

条例定数 54

6 常任委員会 (総務、消防上下水道、文教、経済観光環境、
厚生、建設)

4 特別委員会 (大都市税財政・地方創生対策、都市活性化対
策、安心社会づくり対策、広島市基本構想・
基本計画)

4. 視察事項 「住宅団地の活性化について」

「基町住宅地区活性化計画について」

(1) 視察目的

広島市では、都市化や高度経済成長による急激な人口増加と宅地需要の高まりに伴って、デルタ部郊外の丘陵部を中心に、戸建て住宅が建ち並ぶ住宅団地が数多く開発されたが、完成から 30~40 年以上経過しているものも多く、人口

減少や高齢化が一斉に進行しており、それに伴う交通環境や買い物環境等の生活利便性の低下、地域活動の衰退等によるコミュニティの希薄化など様々な問題が顕著に現れている。このため、有識者、団地住民、交通・住宅など各分野の関係事業者により構成する住宅団地活性化研究会を設置し、住宅団地活性化の総合的な対策について様々な議論・検討を重ねてきました。こうした研究会での議論等を踏まえ、「住み続けられるまちづくり」、「多様な世代が集うコミュニティの再生」を目指した市の方針や三世代同居・近居支援事業等の施策を取りまとめた。

また、広島市の基町住宅地区（市営住宅）では、建物の老朽化のみならず、少子高齢化に伴う地域コミュニティの活力低下や空き店舗の増加に伴う商店街の衰退など多くの問題が顕在化している。また、地元においても活性化への機運が高まっており、これらの問題に起因する種々の課題に対応し、当該住宅地区の活性化が図れるよう、早急に取り組む必要がある。このため、当該住宅地区の現況調査等を実施し、その結果等の分析を行ったうえで、活性化の方向性と活性化に向けた具体策等について、地区住民、学識経験者、行政職員などで構成する基町住宅地区活性化検討会、コミュニティ及び商店街活性化検討部会において、住宅のみならず商業や福祉など幅広い観点から検討を行い、その結果を活性化計画として取りまとめ、これを基に地区住民等と協働して地区の活性化に取り組むものである。この活性化計画の取組の一つとして、目的外使用により市営基町アパートに住み、コミュニティ活動に参加し、地区の活性化を支援してくださる若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯および学生の入居を進めている。

このような経緯を踏まえ、まず、住宅団地の活性化について、本市においては、高度経済成長期に郊外で開発された住宅団地は人口減少や高齢化の進展に伴う交通環境や買い物環境等の生活利便性の低下や地域活動の衰退等のコミュニティの希薄化が課題となっている。このため、令和2年度から始まる四日市市総合計画においても、郊外住宅団地や既成市街地などの既存住宅地における公共空間の再編や遊休土地の活用により、住環境の向上とともに新たな住宅の

供給を図り、住み替え支援制度や空き家バンク制度などの支援制度も活用した空き家・空き地の適正管理及び流動化の推進に取り組むことが盛り込まれている。次に、基町住宅地区活性化計画について、住宅団地の活性化と同様に、四日市市総合計画に重点的横断戦略プランとして位置付けられ、令和2年度から高齢者の安心な暮らしを支える活動づくりを目的に、市内の大学と連携し、高齢化が進む市営住宅に学生が入居し、高齢者の見守りや地域活動へ参画することや、社会福祉協議会と協力し、地域が主体となって運営する交流とたすけあいの拠点を市営住宅に設置する計画に取り組む。

ついでには、本市では、郊外住宅団地や臨海部をはじめとする既成市街地や農村集落など、古くからの居住地で人口減少・高齢化が顕著であり、空き家・空き地などの増加も予測されることから、住み替え支援制度や空き家バンク制度などの支援制度も活用した空き家・空き地の適正管理及び流動化の推進に取り組む。また、高齢者の安心な暮らしを支える活動づくりの一環として、市内の大学と連携して、高齢化が進む市営住宅の余剰住戸に学生が入居し、高齢者の見守りや地域活動等へ参画することや、特に高齢化が進む郊外にある市営住宅の余剰住戸の一部を活用し、地域が主体となって運営する交流とたすけあいの拠点の実現に向けた取り組みを行う。いずれの施策についても先進的な取り組みを実施している和歌山市の事例を参考とすべく、今回視察を行うことになった。

(2) 住宅団地の活性化について

ア. 広島市の住宅団地を取り巻く現状

広島市では都市化や高度経済成長による急激な人口増加と宅地需要が高まった昭和40～50年代に集中して、デルタ部郊外の丘陵部を中心とした戸建て住宅が建ち並ぶ住宅団地が数多く開発された。開発された住宅団地の多くは、都市計画法の開発許可制度等に基づく整備が行われたこともあり、住宅の区画、道路の配置、公園・広場の整備、街並み・景観など、居住地として良好な環境を有している。こうした住宅団地は、かつて山林等であった丘陵部を開発したも

のが多く、高台に位置するため、団地内道路や団地に通じる道路に坂が多い。このため、169 団地中 89 団地の団地名称に「丘」、「台」、「ハイツ」、「ヒル」といった高所を意味する言葉が使われており、住宅団地が高所にあることが名称にも現れている。

住まいについては、多くの団地では良好な住環境を守るため都市計画法において低層住宅の建築促進を目的とした第一種低層住宅専用地域に指定されているため、2 階建ての戸建て住宅が中心であることから住宅の広さや日当たりの条件が良い物件が多く、団地の住民を対象に実施した調査では 6 割以上が現在の住宅に満足しており、項目別では「日当たり・風通し」、「敷地の広さ」、「駐車スペース」、「住宅の広さや間取り」などの満足度が特に高い。しかしその一方で、建築から 30～40 年が経過しているものも多く、住宅の老朽化が進んでいる。また、団地の多くは山肌に沿って開発されているため、団地内道路や団地に通じる道路に坂が多い。こうした坂道は、若年層にはそれほど負担にはならないが、特に車を運転しなくなった高齢者には、団地内の移動さえも大きな負担となり、交通弱者や買い物弱者になりやすいと考えられる。

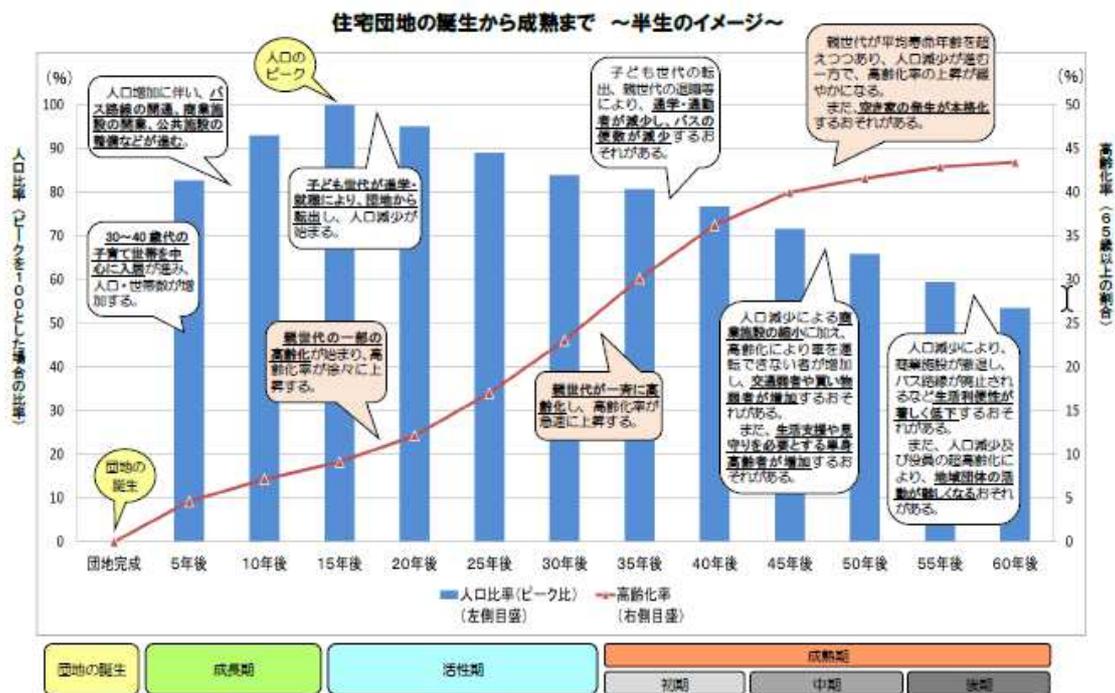
住宅団地において日常生活に欠かせない買い物拠点や病院のほか、公共交通の状況については、まず、住宅団地の生活サービス機能は、特に大規模団地において、買い物拠点や金融機関、学校、公共施設、路線バス等、日常生活を営む上で必要な機能が一通り揃っており、利便性が高いが利用者の減少等による規模の縮小や廃止が見られる。また、団地内には福祉医療関係の施設が少ないなど、高齢化の進行による人口構成の変化にも十分対応しているとは言えず、生活する上での地域住民の不安の原因にもなっている。次に、公共交通については、住民が利用する主な公共交通の手段はバスであり、169 団地中 147 団地ではバス路線が通っているものの、団地人口がピークを迎えた後の人口減少や高齢化の進行による利用者の減少に伴い、バス路線は減便傾向にある。なお、公共交通サービスが行き届いていない地域等の一部では、地域住民が主体となって生活交通を確保しようとする取組として乗合タクシー等を導入しているところもある。

次に、住宅団地の空き家や空き地については、団地完成後の年数の経過に伴い、どこの団地にも少なからず空き家が発生している。また、空き家だけでなく、完成から数十年が経過しているにもかかわらず、空き地が目立つ団地も見られる。こうした空き家・空き地の中には、資産保有等の観点から所有者が売却や賃貸に出さないケースも見られ、今後、適正に管理されない空き家・空き地が増加すれば、団地の景観の悪化、防犯力の低下、団地の荒廃につながるおそれがある。なお、空き家を解体することで土地に係る固定資産税の特例措置の適用がなくなり、所有者の負担が増えることも空き家の解体が進まない一因になっていると考えられる。

住宅団地は子育て世代である 30～40 歳代の世帯が一斉に入居することから、歳月の経過とともに高齢化が一斉に進行する。広島市の住宅団地の完成年別の高齢化率（65 歳以上の人口の割合）の状況を表したものであり、昭和 50 年代以前に完成した 124 団地のうち、約 8 割に当たる 97 団地では、広島市の高齢化率（20.8%）を超えており、中には 40%を超えているものもある。

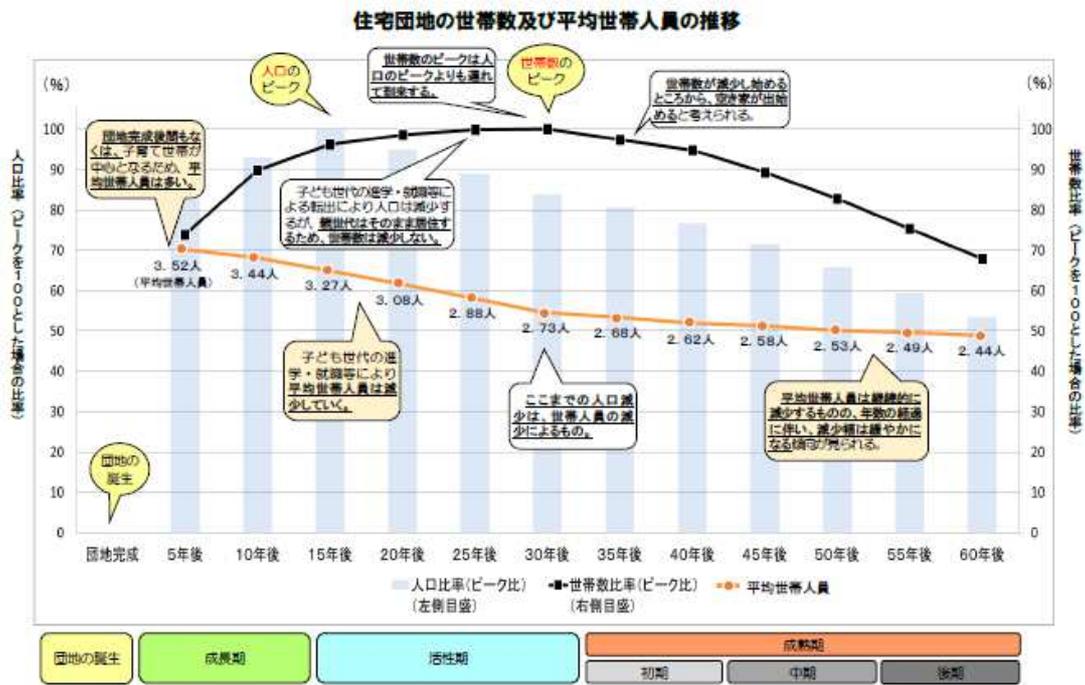
イ. 住宅団地の完成からの年数の経過に見られる特徴

住宅団地の多くは、開発により団地が誕生し、子育て世代を中心に入居が進み、人口・世帯数が右肩上がりに増加する成長期に入る。それに伴い、公共交通であるバス路線の整備や、商業施設の開業、公共施設の整備などが進み、人口がピークとなる頃に活性期を迎える。そして、活性期がしばらく続いた後、人口減少や高齢化率の上昇等により、様々な課題が発生する成熟期に突入していく。こうした状況は、発生時期の早い遅いはあるものの、ほとんどの団地に見られ、次のとおり、団地の誕生から成熟までの人口・高齢化率の推移により住宅団地の半生をイメージすると、それぞれの時期における特徴が見られる。



(ア) 団地の人口構成の特徴

- ① 団地完成当初は30～40歳代の親世代及びその子ども世代の人口が多く、人口構成がかなり偏っている。
- ② 子ども世代は10歳代から20歳代への移行時期に進学や就職により団地から転出するため大きく減少するのに対し、親世代はそのまま居住している。
- ③ 団地完成から40年後頃に、親世代が一斉に高齢化する。



(イ) 住宅団地の世帯数及び平均世帯人員の推移

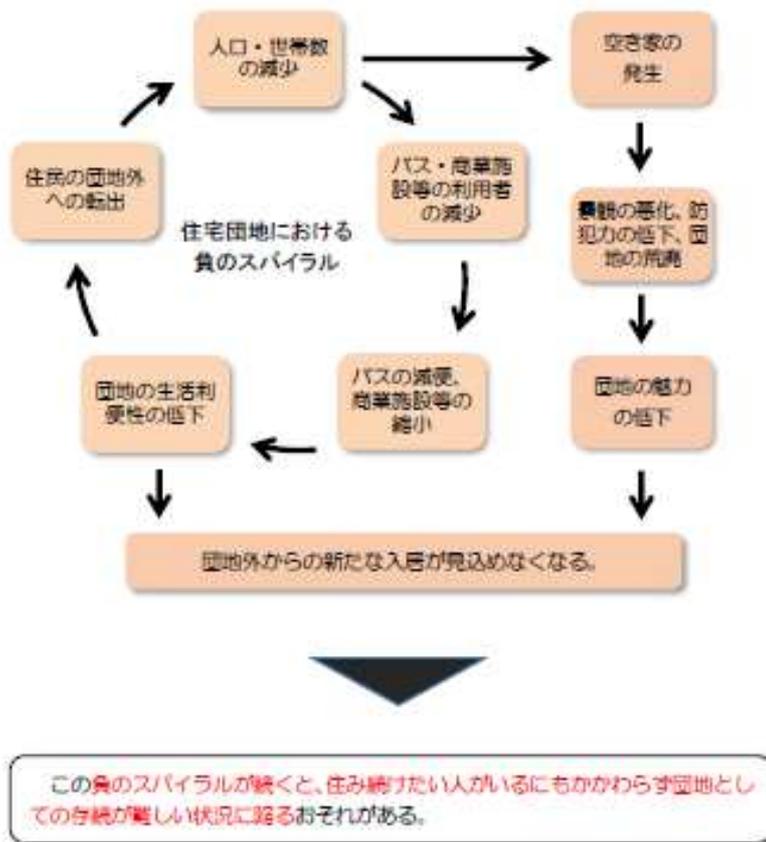
住宅団地における世帯数及び平均世帯人員の推移について、特に特徴的なこととして次のことが挙げられる。

- ① 団地完成後間もなくは、子育て世帯が中心であるため、平均世帯人員は3.52人と多い。
- ② 人口のピーク後、子ども世代が進学や就職等により転出するため人口は減少するが、親世代は残るため世帯数はすぐには減少しない。
- ③ 平均世帯人員は継続的に減少するものの、子ども世代の転出が一段落を迎えることで、減少幅は緩やかになる傾向が見られる。

ウ. 住宅団地における負のスパイラル

住宅団地では人口・世帯数の減少が、バス・商業施設等の利用者の減少や、バスの減便・商業施設等の縮小、団地の生活利便性の低下へとつながり、さらなる人口・世帯数の減少を招くというように、負のスパイラルに陥るおそれがあると考えられる。また、空き家の発生による団地の荒廃などが団地の魅力の

低下につながり、住宅団地への新たな入居が見込めない状況に陥るおそれがある。このため、早い段階でこの「負のスパイラル」を断ち切ることが重要である。



エ. 住宅団地活性化に向けた取り組み
広島市では住宅団地活性化に向けて、

<住宅団地活性化を牽引する先導施策>

- 新規 施策1 「“まるごと元気”住宅団地活性化補助（仮称）」【P22】
 - ① 「住宅団地活性化プラン」の作成に対する補助【P23】
 - ② 空き家等を活用した地域住民の交流拠点づくりに対する補助【P23】
 - ③ 空き地を活用した菜園・花壇づくり等に対する補助【P24】
 - ④ ブラチナ世代・リタイヤ世代等の地域デビューの取組に対する補助【P24】
 - ⑤ 交流拠点等におけるネットスーパー利用の環境づくりに対する補助【P25】
 - ⑥ 住民勉強会の開催等に対する補助【P25】
 - ⑦ その他住宅団地の活性化に資する地域独自の取組に対する補助【P26】
- 新規 施策2 住宅団地の空き家への住替え促進【P27】
- 新規 施策3 「“近くて安心”親子近隣居住助成（仮称）」【P27】
- 拡充 施策4 高齢者地域支え合いモデル事業の取組の拡充【P28】
- 拡充 施策5 「協同労働」モデル事業の本格展開【P28】
- 拡充 施策6 地域特性に応じた運行方式による乗合タクシー等の導入支援【P29】
- 新規 施策7 老朽空き家対策【P29】

(ア) まるごと元気住宅団地活性化補助

町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会が地域コミュニティの活性化を図るため、新たに、主体的・継続的に行う下記の取組を支援する。

A. 補助対象事業

①地域活性化プランの作成
地域の活性化のために、住民が共通認識を持つためにプランを作成する場合には、ワークショップ開催費用やプランの印刷費用等を補助する。
②空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり
空き家等を活用して、地域住民の交流の場となる拠点を作る場合に、リフォーム費用等を補助する。
③空き地を活用した菜園・花壇づくり
空き地を菜園・花壇として活用する場合などに、材料や作業道具の購入費等を補助する。

④プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援
プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビューのきっかけとなる講習会やイベントを開催する場合に、講師の招へい費用やイベント開催費用等を補助する。
⑤交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり
買い物に不自由している方々を支援するために、集会所などの地域の交流拠点でネットスーパーが使えるようにする場合に、パソコン購入費等を補助する。
⑥住民勉強会の開催
地域が抱える課題等について住民が理解を深めるために、住民勉強会や他地域の見学を行う場合に、講師の招へい旅費やバス借上げ費用等を補助する。
⑦他の地域等との交流を図る活動の実施
農業体験、自然体験、地域の伝統行事への招待など地域外の人々に地域の良いところを知ってもらふ取組を行う場合に、取組に必要な費用を補助する。
⑧子どもたちの思い出づくりの取組
子どもたちに自分たちの地域をもっと好きになってもらうための思い出づくりの取組を行う場合に、取組に必要な費用を補助する。
⑨その他地域の活性化に資する地域独自の取組
①～⑧以外の地域の活性化に資する地域独自の取組に対して、その取組に必要な費用を補助する。

B. 補助対象団体

町内会・自治会（連合町内会等の連合組織を含む。）、子ども会（小学校区単位で結成された組織を含む。）又は地区社会福祉協議会

C. 補助金額

①及び②の取組

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10（全額）以内	50万円

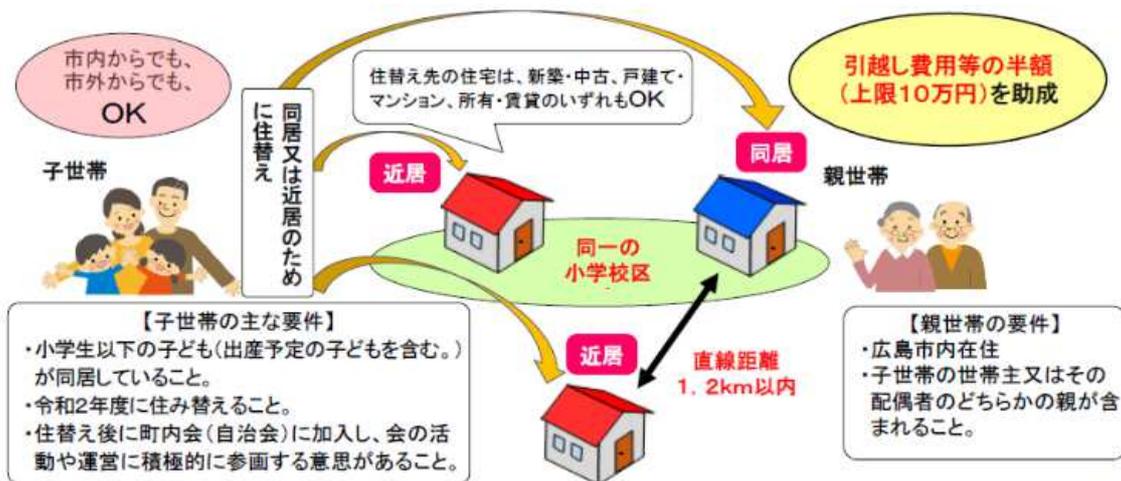
③～⑨の取組

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の5分の5（全額）以内	10万円
2年度目	補助対象経費の5分の4以内	8万円
3年度目	補助対象経費の5分の3以内	6万円
4年度目	補助対象経費の5分の2以内	4万円
5年度目	補助対象経費の5分の1以内	2万円

(イ) 三世同居・近居支援事業

出産予定の子どもを含む小学生以下の子どもがいる世帯が親元近くの広島市内に住み替えて同居または近居を始める場合に、引越し費用等の2分の1（上限10万円）を助成する。

※「近居」とは、親世帯と同じ小学校区内に住む場合、または子世帯と親世帯の住宅が直線距離で1.2km以内の範囲にある場合をいう。

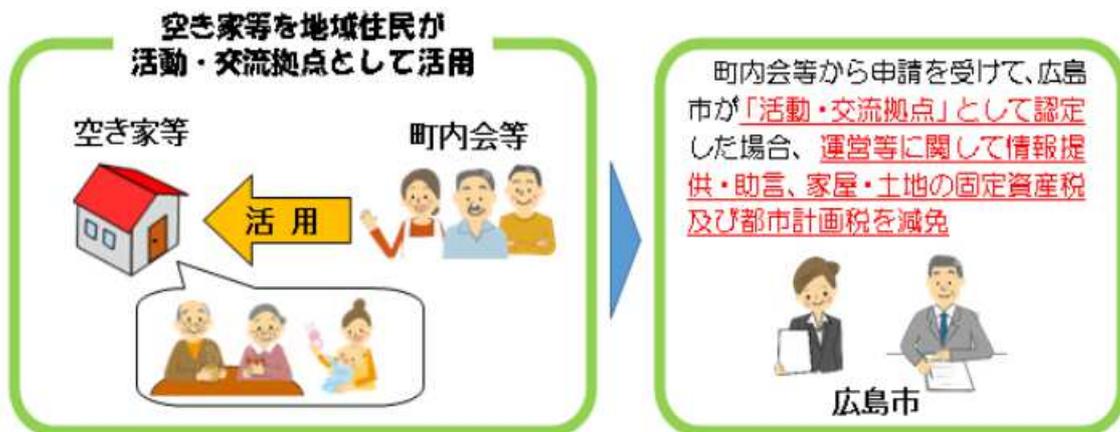


助成額	助成対象費用の2分の1（上限10万円）
助成対象費用	子世帯が負担する引越し費用、不動産登記費用、仲介手数料、礼金

(ウ) 空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度

近年、人口減少や高齢化の進展に伴い、空き家の増加や地域コミュニティの希薄化などが地域において問題となっていることから、空き家を活用した地域住民の活動・交流拠点づくりは、空き家の有効活用及び地域コミュニティの再生・活性化の双方の観点から、空き家の活用は有効な取組であると考えられます。このため、空き家や空き店舗を地域住民のために活用している場合に、継続した取組になるよう活動・交流拠点として認定し、支援する。

町内会・自治会又は地区社会福祉協議会が、空き家等を活動・交流の場として活用している場合に、活動・交流拠点として認定する。認定を受けた空き家等については、活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言を行うとともに、翌年度分の固定資産税及び都市計画税を減免（全額免除）とする。



対象者	<p>町内会・自治会（連合組織を含む）又は地区社会福祉協議会であること。ただし、町内会・自治会については次の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町内会・自治会として区役所地域起こし推進課に届け出ていること。 2. 概ね 30 以上の世帯により構成された町内会・自治会である、又は自然条件等により他の地区との交流が図りにくく、世帯の増加が見込めないため、特に認定の対象とする必要があると認められる 30 未満の世帯で構成された町内会・自治会であること。 3. 町内会・自治会としての活動を行っていること。
-----	---

（エ）住宅団地における住替え促進事業

A. 目的

住宅団地において一定期間空き家となっている住宅を活用し、リフォーム費や家賃の一部を補助することにより、子育て世帯の住替えを促進しようとするものである。

※この事業における「子育て世帯」とは、出産予定を含む小学生以下の子がいる世帯をいう。

B. 事業の概要

住宅団地の町内会等の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家のリフォーム費や入居者の家賃の一部を補助する。

- （1）住宅団地の自治組織（町内会等）で空き家活用計画書を作成
- （2）空き家活用計画書に記載された空き家のリフォーム費・家賃を補助

C. 対象

「住宅団地の活性化に向けて」において調査対象となった 169 団地

D. リフォーム費補助（広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助事業）

対象者	補助率	補助限度額	補助件数
空き家の所有者 空き家への入居者 (子育て世帯)	改修経費の 1/2 以内	50 万円/戸	7 件

E. 家賃補助（広島市子育て世帯住替え促進家賃補助事業）

対象者	補助率	補助限度額	補助件数
空き家への入居者 (子育て世帯)	家賃の 1/2 以内	2 万円/月・世帯	3 件

(オ) 地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援

A. 目的

公共交通の利便性が低い郊外住宅団地では高齢化の進展に伴い日常生活の移動に制限を受ける交通弱者が増加しており、日常生活に欠かせない公共交通の維持が重要な課題となっている。このため、持続可能な生活交通の実現を目指し、地域が主体となった乗合タクシー等の導入・運行の取組に対して、その各段階において適切な支援を実施し、地域における生活交通の確保を図る。

B. 事業の概要

公共交通不便地域での移動手段を確保するため、乗合タクシー等の導入に係る地域からの相談に応じ、具体的な施策を展開している地域に対しては住民アンケートのノウハウ提供等の支援を行っている。

さらに取組が進み、実験運行を実施した場合には、収支不足額の全額補助や本格運行に向けた運行計画改善の助言などを行い、また、本格運行を実施する地域に対しては、国や市の補助制度を活用した財政的支援を行うなど、地域の取組に対して支援を行う。

現在、安佐北区口田地区、南区黄金山地区、安芸区中野・中野東地区、佐伯区美鈴が丘地区、安佐南区大塚西地区、安佐北区可部・亀山地区で乗合タクシーの運行が行われている。

(カ) 委員からの質疑

Q 1. 住民主体となって取り組む乗り合いタクシーの収支面はどうか。

A 1. 自治会が管理する公園の中に自動販売機が設置してあり、そこから得られる収益を乗り合いタクシーの事業費に充てているが、乗り合いタクシーそのものは収支面では黒字ではない。

Q 2. 乗り合いタクシーに用いる車両はどうしているのか。

A 2. 市内6地区で運行している乗合タクシーは、それぞれの地区で運行するタクシー会社の車両を用いている。

Q 3. まるごと元気地域コミュニティ活性化補助事業の補助額について。

A 3. 実施する事業の初年度は10万円まで、2年度目は8万円まで、3年度目は6万円まで、4年度目は4万円まで、5年度目は2万円までを上限に補助している。

Q 4. まるごと元気地域コミュニティ活性化補助事業のうち、プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援に対する補助実績は何件か。

A 4. 平成30年度で13件の実績がある。資料

Q 5. 空き家等を活用した住民間の交流拠点づくりの実績は何件か。

A 5. これまでに認定したのは4件である。

Q 6. 三世代同居・近居支援事業は住宅団地における住替え促進モデル事業よりも需要があるのか。

A 6. 住宅団地の住替え促進モデル事業は補助上限額が50万円に対して、三世代同居・近居支援事業は補助上限額が10万円であるため、その分補助実績額は多い。

Q 7. 住宅団地における住替え促進モデル事業について、持ち家でリフォームをした場合のみ対象となるのか、借家でリフォームをした場合も対象と

なるのかどちらか。

A 7. 借家でリフォームした場合も補助対象となる。

Q 8. 部局横断的な取組内容だと思うが、部局間の連携は円滑に行われているのか。

A 8. 他部局に及ぶ施策展開であるため、部局間の連携は課題として認識しており、その点を踏まえた支援のあり方を見直している。

Q 9. 活性化を図る団地は何らかの特徴があるのか。

A 9. 市内の団地で様々な問題が出ており、先行的なモデルケースとして実施し、全市的に展開していく計画である。

(キ) 所感

広島市では、高度経済成長にデルタ部郊外の丘陵部を中心に住宅団地が数多く開発されたが、完成か半世紀近く経過しようとしている中で、人口減少や高齢化が一斉に進行し、交通環境や買い物環境等の生活利便性の低下、地域活動の衰退等によるコミュニティの希薄化など様々な問題が顕著に現れている。これらの諸課題を解決するために、まず団地の特性を調査研究し、団地完成当初は30～40歳代の親世代及びその子ども世代の人口が特に多く、人口構成がかなり偏っており、その子ども世帯は10歳代から20歳代への移行時期に進学や就職により団地から転出するため大きく減少するのに対し、親世代はそのまま居住することで、団地完成から40年後頃に、親世代が一斉に高齢化するという分析結果となった。この結果を受け、まるごと元気住宅団地活性化補助、三世代同居・近居支援事業、空き家等を活用した活動・交流拠点認定制度、住宅団地における住替え促進事業、地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援等の施策を展開しているが、単に団地の空き家への居住促進を図るというのではなく、団地の特性を踏まえた上で、子育て世代の入居を促す三世代同居・近居支援事業から高齢者等の交通弱者への支援である地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援まで幅広く展開しているのが特徴である。

特に、三世代同居・近居支援事業については、近隣に親が居住していること

で、安心して子育てできる環境が必然的に整うとともに、高齢化が進む団地に若年層である子育て世帯の入居が促進すれば、さらなる子育て世代の入居を誘発することで、団地の活性化が期待できる。また、子育て世代への支援だけでなく、団地が抱える幅広い課題に目を向け、課題解決に取り組んでいるが、根底には特定の年齢層の世代が一気に入居し、歳月の経過とともに高齢化も一気に進展するという過去の教訓を踏まえたうえでの施策展開であることが理解できる。

当委員会として、本市でも高度経済成長期に郊外で開発された住宅団地は人口減少や高齢化の進展に伴う交通環境や買い物環境等の生活利便性の低下や地域活動の衰退等のコミュニティの希薄化が課題となっており、これまでも住み替え支援に取り組んできたところであるが、令和2年度から始まる四日市市総合計画においても、郊外住宅団地や既成市街地などの既存住宅地における公共空間の再編や遊休土地の活用により、住環境の向上とともに新たな住宅の供給を図り、住み替え支援制度や空き家バンク制度などの支援制度も活用した空き家・空き地の適正管理及び流動化の推進に取り組むことが明記されており、これらの施策展開に取り組むことになるが、広島市のような住宅団地の特性を分析し、その特性に応じた支援による住宅団地の活性化に取り組む先進事例の調査・研究を進め、本市の実情に見合い、かつ本市の取り組みが先進的な事例として注目されるように、今後も議論を深めてまいりたい。

(3) 基町住宅地区活性化計画について

ア. 活性化計画策定の背景と経緯

広島市中心部に位置する基町住宅地区は市営基町アパート及び市営基町店舗からなるが、少子高齢化に伴う地域社会の活力が低下し、地区内の商店街も空き店舗の増加や外国人居住者との交流の難しさ等の問題に直面している。

地域住民の間でこの問題に取り組み地域の活性化を図ろうとする機運が高まり、平成23年から地域住民と協議を重ね検討した結果、平成24年には基町地区の現状や課題を抽出し、活性化に向けた目標及び施策等について、地域住民

の代表者や学識経験者等で構成する基町住宅地区活性化検討会を設置し、地域住民の意見を聞きながら検討を重ねた結果、基町住宅地区活性化計画（案）が取りまとめられ、広島市ではこの案を基に、平成 25 年 7 月に基町地区活性化計画として取りまとめた。また、活性化計画に基づく若年世帯や学生の公営住宅への目的外入居の促進を円滑に進めるため、平成 26 年 3 月に地域再生計画の認定を国から受けた。



イ. 基町住宅地区の現状と活性化の課題

（ア）地区の現状

地区の高齢化率	40.6 パーセント(平成 22 年国勢調査)
要支援・要介護認定者の増加	約 600 人(平成 24 年度)
基町小学校各年度 5 月 1 日の児童数	平成 18 年度:177 人から平成 22 年度:121 人に減少
外国人比率	17.5 パーセント(全市 1.1 パーセント) ※平成 22 年国勢調査に基づく県営住宅を含む数字

（イ）活性化の課題

地区住民の高齢化とともに自治会の担い手も高齢化したことで、地域コミュ

ニティの活力が低下した。加えて、地区内の空き店舗が増加したことで商業が停滞し、外国人入居者との交流の難しさ・制約など問題が顕在化している。このため、活性化に向けた課題として以下の項目を挙げた。

活性化
へ
向
け
た
課
題

- ・若い世代を増やす。
- ・高齢者等が安心して、いきいきと暮らせるようにする。
- ・子育てしやすい環境を高める。
- ・外国人・帰国者との共存・交流をはぐくむ。
- ・団地共用空間や周辺環境を生かす。
- ・基町の資源を再発見し、生かし、魅力を高める。
- ・商店街を活性化する。
- ・地域活動の担い手を確保し、育てる。

(ウ) 活性化の必要性

現状いくつかの課題はあるものの、地元において活性化への機運が高まっていることや、市営住宅団地で基町地区の地域コミュニティが構成されていることなどから、市としても、地区の活性化に取り組む必要がある。

ウ. 活性化の目標

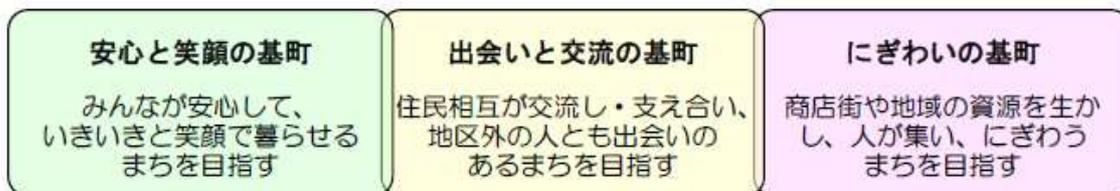
(ア) 活性化の基本理念

ひろしま真ん中 つながって生きる

『ふるさと基町』
～愛着と誇りあるまちづくり～

キーワード 『 絆 』

(イ) 将来像



(エ) 活性化策

将来像	活性化の方針	主な取組(■短期(今後5年まで)□中期(~10年))
安心と笑顔の基町	多世代・多様な世帯の居住の促進	■若年家族、子育て世帯等の入居促進 ■住戸改善と大家族世帯の入居促進(継続・拡充)
	高齢者等が安心・快適に暮らせるまちづくり	■高齢者の生きがい活動・就労 ■福祉・介護の拠点づくり(デイサービスセンター等) ■超高齢社会に対応した居住の仕組み(高齢者向けルームシェア等) ■高齢者見守りネットワークの強化(継続・拡充) □健康づくり・レクリエーションの場の充実
	子育てしやすいまちづくり	■子どもたちの活動の場・居場所づくり ■若年家族、子育て世帯等の入居促進(再掲) ■子どもの見守りと防犯体制の充実・強化(継続・拡充)
出会いと交流の基町	多様な文化が交流できるまちづくり	■外国人・帰国者のサポート、交流の仕組みづくり ■ほのぼの文庫基町の運営・活用(継続・拡充) ■公民館活動等の発表会の年中行事化(発表の場づくり)(継続・拡充) □創作とものづくりの場と機会の確保

	<p>団地共用空間の再編・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋上庭園の活用 ■ 基町ショッピングセンター屋上の緑地等の活用 ■ 花いっぱいの基町づくり(上記で具体化) □ 駐車場の再整備と有効活用 □ 共用空間・道路・通路のバリアフリー化とネットワークの充実
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">にぎわいの基町</p>	<p>地域資源の再発見と活用、魅力づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域のマップづくり ■ もとまち歴史文化のまちめぐり ■ 建築や眺望などの活用・名所づくり □ 基町ものしり講座(仮称)の開催
	<p>にぎわい再生(商店街等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期的な”市”『基町バザール(マルシェ)』の開催 ■ 基町アートロード、アートによる魅力づくり ■ 特色と魅力ある商店街づくり □ 組織的運営による魅力ある店舗づくり □ 駐車場の再整備と有効活用(再掲)
	<p>人・組織づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ コミュニティを中心としたまちづくり推進体制の構築 ■ 商店街等における組織の再構築 ■ 人材活用・育成とボランティア体制の構築 ■ 基町情報の発信(PR)・共有化 ■ 基町応援団づくり(学生向けルームシェア) □ 事業組織の設置 □ 基町研究室・資料室の設置

ウ. 推進方策

取組時期については、地域が中心となって取り組むものの、費用がかからず効果が期待できるものなどを今後 5 年までの短期取組とし、短期取組の成果を

もとに、より効果的に展開できるものは、参加や支援の輪を広げれば実施できるものなどを今後 10 年までの中期取組とする。

また、地区住民は、活性化の取組を推進していくため、地元において自主的な実行委員会等を設置するとともに、体制の充実や強化に取り組む。

そして、広島市は、地区住民や関係団体との連携を図るとともに、活性化に向けた取組の支援に努めるとともに、高齢者や学生向けルームシェアなど住宅の使用目的と異なる使い方をするため、国の目的外使用の弾力的な取り扱いを受けることができる地域再生計画の認定を受ける。

エ. 基町地区の活性化を支援する若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯・学生の基町アパートへの入居について

基町住宅地区活性化計画の取組の一つとして、目的外使用により市営基町アパートに居住し、コミュニティ活動に参加し、地域の活性化の支援を担う若年世帯、Uターン世帯、地域貢献世帯および学生の入居を進めており、令和 2 年 4 月現在、若年世帯 7 世帯・Uターン世帯 1 世帯・学生 26 人が入居している。なお、学生の入居の場合は、ルームシェアも可能としている。

基町アパート入居者募集

☆好立地で魅力いっぱいの市営基町アパートに住んでみませんか☆

自治会に加入し、地域の活動に参加していただける**若年世帯、Uターン世帯、地域貢献世帯**で、入居しようとする家族全員の**収入の合計が一定基準以上**の世帯

若年	夫婦（内縁関係を含む。）の一方の年齢が40歳未満の世帯、親の年齢が40歳未満である母子・父子世帯（配偶者及び子ども以外の同居は不可。）
Uターン	過去に基町アパートに居住していたことがあり（居住している者を含む。）、現在基町アパートに居住している65歳以上の親等（申込者またはその配偶者の3親等以内の親族）の世話（食事の世話や買い物、通院の付き添いなど）をする世帯 ※年齢、世帯構成は問いません。（単身者でも申し込み可能です。）
地域貢献	現在基町アパートに居住しており、地域活動に貢献している世帯 ※若年世帯、Uターン世帯として入居した方が、入居後、地域貢献世帯として申し込むことも可 ※世帯を分離して申し込むことも可（ただし、夫婦を分離しての申込はできません。） ※年齢、世帯構成は問いません。（単身者でも申し込み可能です。）

若年	夫婦の一方の年齢が40歳未満の世帯、親の年齢が40歳未満である母子・父子世帯
Uターン	基町アパートに居住していたことがあり（居住している者を含む）、現在基町アパートに居住している65歳以上の親等の世話をする世帯
地域貢献	現在基町アパートに居住しており、地域活動に貢献している世帯 ※若年世帯、Uターン世帯、学生として入居した者が、入居後、地域貢献世帯として申し込むことも可
学生	大学（大学院を含む）、専修学校、各種学校に在籍する単身の学生 ※入学予定者も可

きれい！低価格！
 内装全面リフォーム済み
 家賃は3万円台～
 敷金・礼金なし！

間取りは3Kなど。
 バス・トイレ別、
 室内洗濯機置き場あり



好立地！
 広島市の中心市街地に立地
 緑も豊かな住環境



主な地域活動について

	主な活動内容	主な行事等
(1)	基町地区社会福祉協議会・連合自治会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・町内体育祭（10月開催） ・敬老会（9月開催） ・原爆慰霊祭／盆踊り（8月開催）
(2)	① 基町学区体育協会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドゴルフ大会（年3回） ・ソフトボール大会（春と秋の2回）
	② 連合自治会の活動・定	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施（不定期）

	例会（毎月1回）	・出初式への参加（年始1回）
	③ 定期的な清掃活動	・学校の周りの清掃（年末1回）
	④ 老人クラブの活動（応援、準備等）	・基町アパート周辺の清掃（不定期） ・平和記念公園の清掃（年1回夏）
	⑤ 子ども会活動	・球技大会への参加（年数回）
	⑥ ほのぼの基町の活動	・運営委員会の会議（月2回） ・ほのぼの花クラブ（年4回） ・ほのぼの会食（月1回） ・ほのぼのお茶会（第3水曜日） ・将棋倶楽部（第2、4日曜日）
	⑦ 子どもの見守り活動	・通学路で小学生等の登下校時の見守り（毎朝等）

オ. 委員からの質疑

Q 1. 基町市営住宅での取り組みは住宅政策課が行っているのか。

A 1. 市営住宅を所管するのは住宅政策課だが、基町地区活性化を図る施策展開については、部局横断的に取り組んでいる。

Q 2. 学生が入居する際には連帯保証人が必要なのか。

A 2. 連帯保証人は不要としている。

Q 3. 随時募集か定期募集か。

A 3. 随時募集である。

Q 4. 基町市営住宅は中心市街地に立地しており、入居希望者が多いように思いますが、実際はどうか。

A 4. 入居に際しての競争倍率は低い。

⑦所感

基町住宅地区は広島市の中心部に位置するものの、少子高齢化に伴う地域社会の活力が低下し、地区内の商店街も空き店舗の増加や外国人居住者との交流

の難しさ等の問題に直面したことから、地区住民代表者や学識経験者等で構成する基町住宅地区活性化検討会を設置して検討を重ねる中で、地区住民の意見を聴きながら基町地区活性化計画を策定したことは特徴的である。また、この計画の取り組みの1つとして、基町地区の活性化を支援する若年世帯・Uターン世帯・地域貢献世帯・学生の基町アパートへの入居を進めているが、このほかにも、例えば、基町アートロードとアートによる魅力づくりの実現を目指すため、若者が主体となった創造的な文化芸術活動や地域交流を通じたまちの魅力づくりという基町住宅地区のにぎわい再生を図る取り組みを行っており、単に若年層が居住する場を提供するだけでなく、活動の拠点としても利用されることで、まち全体の活性化を図る意図があることが理解できる。

また、本事業は、地域のまちづくりだけでなく、子育て世帯や高齢者、文化振興と幅広く施策展開を行っており、その分市が担当する部局が他部局に及ぶことから、部局横断的な取り組みが求められるほか、計画段階から地域住民の意見を聴取したように、地域住民が主体性を持てるよう取り組みがなされることが事業の成否を握るものと考えている。

当委員会としては、本市においては、高齢者の安心な暮らしを支える活動づくりを目的に市内の大学と連携を図り、高齢化が進む市営住宅に学生が入居し高齢者の見守りや地域活動へ参画する取り組みを始めたほか、令和2年度から社会福祉協議会と協力し、地域が主体となって運営する交流とたすけあいの拠点を市営住宅に設置する計画に取り組むが、本市の実情に合った形での取り組みがなされるよう広島市のような先進事例を今後も引き続き調査研究してまいりたい。

(久留米市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日

人 口 304,865 人 (令和 2 年 2 月 1 日現在)

面 積 229.96 平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算 1,341 億 5,000 万円

令和元年度特別会計当初予算 871 億 9,000 万円

令和元年度公営企業会計 247 億 0,600 万円

合 計 2,460 億 4,600 万円

財政力指数 0.65 (平成 29 年度決算)

3. 議会

条例定数 36

4 常任委員会 (総務、教育民生、経済、建設)

4. 視察事項 「久留米市環境美化促進条例について」

「久留米アリーナについて」

(1) 視察目的

久留米市では、平成 5 年に制定した久留米市環境美化促進条例を平成 19 年に改正し、喫煙者やペットの飼い主のマナー、空き地の適正な管理および環境美化施策の実施など、市民・事業者・市、それぞれの責務などについて新たに規定し、清潔で美しいまちづくりをめざしている。また、改正条例では、「市は、環境学習の推進や広報活動の充実に努める」と同時に、「市は、不法投棄の監視や防止対策の充実に努める」ことを規定し、くるめクリーンパートナー制度などの清掃ボランティアを支援したり、郵便局・タクシー協会の協力で不法投棄

を監視したりするなど、市民・事業者・市の協働による取り組みを推進する施策の実施について規定し、地域の環境美化の推進を図っている。

また、久留米市では、平成30年6月に九州最大級の総合体育館である久留米アリーナがオープンした。これは、建設費約86億円のうち福岡県が3分の2、久留米市が3分の1負担して建設されたもので、メインアリーナ、サブアリーナと武道場、弓道場、トレーニング室を兼ね備えた施設である。各施設と観覧席への誘導ラインが近く、競技者と観覧者の距離が近く利便性の高さで一体感が味わえる空間が演出されていることが特徴であり、既にバレーボールのVリーグやバスケットボールのBリーグの公式戦のほか、全国規模の大規模大会を誘致するなど、新たなスポーツの拠点を活用したスポーツ振興に取り組んでいる。

このような経緯を踏まえ、まず、久留米市環境美化促進条例について、本市においては、本年8月定例会議会の決算常任委員会で、不法投棄対策を強化すべきではないかとの議論を経て、議長より市長に対して行う政策提言の1つとして、「監視カメラの増設及び機能増強」と「不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備」からなる不法投棄対策の強化についての提言を行った。次に、久留米アリーナについて、本市においては、令和元年8月定例会議会の決算常任委員会で議論を経て、四日市市みんなのスポーツ応援条例に掲げる、市民がスポーツを「観る」機会の創出に資するべく、プロスポーツ大会のさらなる開催を推し進めるため、議長より市長に対して行う政策提言の1つとして、トップレベルのスポーツ大会の開催・誘致についての提言を行った。また、令和3年に開催される三重とこわか国体では体操と空手道、三重とこわか大会ではバレーボールの競技会場となることから、市内に新たに四日市市総合体育館を整備したところである。

については、本市では、平成9年に四日市市を美しくする条例を制定しているが、当委員会においても不法投棄対策の強化については度々議論となっており、政策提言を行った監視カメラの増設及び機能増強と不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備への取り組みが求められている。また、三重とこわか国

体・三重とわか大会を1つのきっかけとし、市民がスポーツを観る機会の創出を図り、かつ、競技施設の利活用というポスト国体への取り組みも求められている。条例改正や市民・事業者・市の協働による不法投棄の監視、くるめグリーンパートナー制度といった不法投棄対策の強化や、久留米アリーナでのプロスポーツに限らず、スポーツ大会の誘致や利活用方法にいったスポーツ振興について、それぞれの先進的な取り組みを実施している久留米市の事例を参考とすべく、今回視察を行うことになった。

(2) 久留米市環境美化促進条例について

ア. 経緯

ごみのポイ捨てや不法投棄などを防止し地域の環境美化を促進するため、環境美化促進条例を平成19年3月に改正した。改正した条例では、喫煙者やペットの飼い主のマナー、空き地の適正な管理および環境美化施策の実施など、市民・事業者・市、それぞれの責務などについて新たに規定し、清潔で美しいまちづくりをめざすものである。

「このくらい」でも不法投棄は**犯罪**です

悪臭や害虫の発生など、生活に悪影響を及ぼすごみの不法投棄に対して、久留米市はさまざまな対策を行っています。市内の不法投棄の現状や取り締まり状況などについて、監視や指導を担当する廃棄物指導課の職員が説明します。

カメラで本人特定も

平成27年度、市内で257件の不法投棄が発見されました。市は、ほぼ全ての現場を確認し、捨てた人を特定する調査を行っています。本人を特定したら、回収指導を実施。特に悪質な場合は、警察からも指導が行われます。

不法投棄は、大半が人目に付きにくい時間帯や場所で行われます。そこで、休日の夜間にパトロールを行ったり、山間部や河川敷を巡回したりしています。また、市内21カ所には監視カメラを設置。映像で本人を特定し、指導したケースもあります。



高架下の不法投棄の現場

ほとんどは布団やたんす、冷蔵庫、テレビといった家庭で要らなくなった物です。量も自家用車で運べる程度で、「このくらいなら」という軽い気持ちで捨てているのかもしれませんが、しかも不法投棄には変わりありません。家庭ごみは本人を特定しやすく、悪質な場合には、5年以下の懲役や1千万円以下の罰金が科せられることもあります。

大半が家庭ごみ

不法投棄というと、大量の廃棄物を思い浮かべる人が多いと思いますが、ほとん

多くの目で未然に防止

未然防止に効果的なのは、監視の目を増やすことです。不法投棄と思われるごみや、捨てているところを見つけたときには、問い合わせ先や警察にすぐ通報してください。

〓 廃棄物指導課 (☎094-2-300-9148、FAX0

イ. 改正内容

(ア) 喫煙はマナーを守って

路上喫煙や吸い殻のぼい捨て行為について、平成 18 年度の市民意識調査では 1 割近くの人が路上喫煙や吸い殻のぼい捨て行為を目撃したとの回答を得たことから、改正条例においては市民の責務として「歩行中や灰皿のないときは喫煙をしないように努める」と規定した。

(イ) ペットのフンは飼い主が処理

ペットである犬や猫について、犬の散歩時のフンの後始末や猫のトイレのしつけをしっかりと行うように、改正条例において「公共の場所や他人の土地をペットのフンで汚さないように努める」と規定した。

(ウ) 空き地は適正な管理を

空き地が適正に維持管理されず雑草が繁って手入れされていない状態となると、不法投棄やぼい捨てを誘発し、周囲の生活環境を損なうことから、改正条例において「空き地の所有者や管理者は、その空き地を適正に管理する」ことを義務付け、不良状態となっている場合は、「市が管理者などに対し、改善を指導することができる」とした。

(エ) 環境美化施策を充実

美しいまちづくりは環境美化に対するモラルの向上によって実現するとの考えから、改正条例において「市は、環境学習の推進や広報活動の充実に努める」と同時に、「市は、不法投棄の監視や防止対策の充実に努める」ことを規定した。

これに基づき、市はくるめクリーンパートナー制度などの清掃ボランティアを支援したり、郵便局・タクシー協会の協力で不法投棄を監視したりするなど、市民・事業者・市の協働による取り組みを推進する施策の実施について規定し、地域の環境美化の推進を図っている。

ウ. 条例で定めた環境美化のための禁止行為

禁止されている行為	命令・罰則など	市の条例
空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てや粗大ごみなどの不法投棄	回収などの命令 従わない場合は 3 万円以下の罰金	環境美化促進条例
飼い犬の散歩時にフンを放置するなど、道路、公園などを促進などを不潔にする行為	清潔保持などの勧告・命令 従わない場合は 3 万円以下の罰金	飼い犬管理条例

エ. 市民・事業者・市、それぞれの責務

私たちの責務（条例第4条）
<ul style="list-style-type: none">・ 自分が出したごみは持ち帰る・ 歩きたばこや灰皿のない場所での喫煙はしない（新設）・ ペットのフンは、飼い主がきちんと処理する・ 地域や職場の環境美化推進に努める

オ. くるめクリーンパートナーについて

（ア）経緯

くるめクリーンパートナー事業を始める前は、地域での一斉清掃を初め、様々な環境美化の取り組みが市民や行政により行われていたものの、公共の場所でのタバコの吸い殻や空き缶などのポイ捨てがあとを絶たない状況であったことから、市民や事業者が市と協働して道路や公園、河川などの美化に取り組むくるめクリーンパートナー事業を開始したことで、市民や事業者の熱心な活動などにより、街中の美化が図られた。

ポイ捨てごみを清掃することで、実際に街中を美化する効果とともに、クリーンパートナーの活動を目にすることで、心理的にぼい捨てできないように、抑止力としての効果も狙っている。

「くるめクリーンパートナー」の仕組み



(イ) 概要

くるめクリーンパートナーは、ぽい捨てごみの清掃などを行う市民や事業者が市と協力してまちを美しくする制度である。個人や事業所等の活動希望者は、道路・公園・河川などの中から活動範囲を決めた上で、くるめクリーンパートナーに登録し、定期的に清掃等の美化活動を行う。令和2年1月末現在で登録団体数578件、活動者数21,878人となっている。

対象	個人、ボランティア団体、事業所、学校等
活動内容	登録者は美化活動（タバコの吸い殻や空き缶などの散乱ごみ収集等）を年6回以上行うほか、不法投棄などがあれば市に情報提供を依頼している。
活動場所	対象となる場所は市内全域の道路・公園・河川の中で、身近な場所やきれいにしたい場所、ポイ捨てごみが気になる場所など、好きなところを選ぶ。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃用具（ほうき、ちりとり等）の貸出 ・帽子やベスト、軍手などの提供 ・クリーンパートナー用ごみ袋の提供 ・ボランティア保険への加入 ・活動者名入り標示板の設置（希望者のみ）

	<p>・活動者名を市ホームページで紹介（希望者のみ）</p>
その他	<p>平成 28 年 10 月から「ソフトバンクホークス」と「くるっば」のコラボデザインをプリントした帽子とベストの提供を開始した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

(ウ) 活動の手順

1. 活動場所を決める
身近な場所や、きれいにしたい場所の中から、活動する場所を決める。
2. 申し込み
活動届出書に必要事項を記入し、下記申し込み先に提出する。
3. 合意書の締結
市などと活動範囲について合意書を交わす。
4. 活動開始
市から必要な清掃用具・ごみ袋などを受け取り、活動を始める。
5. 活動報告
1年間の活動内容を書いた活動報告書を、年度末に提出する。

カ. 委員からの質疑

Q 1. 空き地の適正管理については、市が所有者に指導するものか。

A 1. 市が所有者に対して指導する。

Q 2. 指導を受けた所有者は対応してくれるのか。

- A 2. 年間 100 件程度の指導を行うが、対応にまで至るのは稀である。
- Q 3. タクシーから不法投棄の通報を受ける方法を何か。
- A 3. 電話や文書によって通報される。タクシーからの通報は平成 16 年間では実績があった。
- Q 4. 不法投棄する側だけでなく自動販売機設置業者にも対策を求めるものか。
- A 4. 自動販売機設置業者に対してもごみ箱の設置を求める内容である。
- Q 5. タクシーや郵便局との協定締結状況を確認したい。
- A 5. タクシー会社は法人が 21 社と、個人事業主が 2 団体と協定を締結しており、郵便局は各郵便局で協定を結んでいる。
- Q 6. 久留米市の不法投棄の推移はどうか。
- A 6. 平成 20 年 326 件、平成 21 年 450 件であったのが、平成 30 年には 196 件までに減少している。
- Q 7. クリーンパートナーによる活動も要因と捉えているのか。
- A 7. 家庭ごみの不法投棄が多いが、身近にいる市民がクリーンパートナーに参加することで、衆人の目があるという一定の抑止効果は生じているとの見方もできるのではないか。
- Q 8. どのように対応しているのか。
- A 8. ごみ収集を直営で行っており、収集業務の中で気が付いた箇所については、廃棄物指導課が対応を行っているが、休日や夜間については、警備会社に委託し、山間部や河川敷を中心に見回りを行っている。また、山間部で不法投棄が懸念される箇所については、森林組合に委託し見回りが行われる。
- Q 8. 家庭ごみ以外のたばこの吸い殻等のぽい捨ての状況はどうか。
- A 8. 具体的な数字は持ち合わせていないが減少している。
- Q 9. 公園活用愛護団体を当初クリーンパートナーから除外していたのを含めたのは団体の高齢化が要因か。
- A 9. 担当者不在でわからない。
- Q 10. 条例に基づき罰せられた事例はあるのか。

A 1 0. ない。

Q 1 1. 飼い犬管理条例との関係はどうか。

A 1 1. 飼い犬管理条例は飼い犬のみを規定したものであるが、環境美化条例は特定の動物ではなく場所を規定しフンの放置を防止するものである。

キ. 所感

久留米市では久留米市環境美化促進条例を平成 19 年に改正し、喫煙者やペットの飼い主のマナー、空き地の適正な管理および環境美化施策の実施など、市民・事業者・市、それぞれの責務などについて新たに規定し、清潔で美しいまちづくりをめざしている。また、改正条例では、「市は、環境学習の推進や広報活動の充実に努める」と同時に、「市は、不法投棄の監視や防止対策の充実に努める」ことを規定し、くるめクリーンパートナー制度などの清掃ボランティアを支援したり、郵便局・タクシー協会の協力で不法投棄を監視したりするなど、市民・事業者・市の協働による取り組みを推進する施策の実施について規定し、地域の環境美化の推進を図っているが、一番効果的な取り組みは、多くの市民が環境美化活動に関わることで、身近な人が見ているかもしれず、容易くごみの不法投棄ができないという抑止力を生じられることにあることが理解できた。

当委員会として、令和元年 8 月定例会議会において「監視カメラの増設及び機能増強」と「不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備」からなる不法投棄対策の強化についての提言を行ったところであるが、久留米市のような多くの市民が環境美化活動に関わることで抑止力を生むという先進事例を参考としながら、本市の不法投棄対策の強化に取り組んでまいりたい。

(3) 久留米アリーナ

ア. 久留米アリーナの概要

総合スポーツ施設である久留米アリーナは築 40 年以上で老朽化した県立体育館、市武道館、市弓道場を取り壊し跡地に 3 施設を一体化し、久留米市と県が共同で建設した。建設費は約 86 億円であり、そのうち福岡県が 3 分の 2 を、久

留米市が3分の1を負担している。久留米アリーナは延べ床面積1万8,884㎡と九州最大級の広さを誇り、1階はメインアリーナや武道場があり、2階はトレーニング室や弓道場がある。外観のデザインは久留米名産の久留米餅の織り目をイメージし、ひさしや手すりなどにスギやヒノキなど福岡県産の木材を、また柱には城島瓦が使用され久留米市や福岡県のPRに一役買っている。

イ. 施設の概要

メインアリーナは競技面積2,871㎡とバスケットボールコート3面分の広さを誇るアリーナであり、固定観覧席3,000席に加え仮設観覧席2,000席を合わせると最大で5,000席の観覧席を有し、高さが競技面と近く臨場感あふれる試合観戦が楽しめるアリーナである。バドミントンや卓球の公式戦の基準を満たす空調を整備し、柔道、剣道、空手道など公式基準の試合場を8面確保できるなど、あらゆる大規模な競技大会に対応できる。また、車いす用の観覧席を16席設け、バリアフリーにも対応している。

メインアリーナに加えて、メインアリーナに隣接した競技面積903㎡、観覧席が128席あるサブアリーナも整備され、大会時の控室としても利用できる。

国際規格の柔道場が4面取れる畳敷きの道場をアリーナ1階の東側に整備し、メインアリーナと合わせて最大12面確保できるようになっていることから、大規模な大会の開催も可能となっている。また、固定式の観覧席272席を整備し、競技者と近い目線の高さに配置することで臨場感を演出した観覧席とした。

また、アリーナ1階の西側には剣道場4面分の面積を有する板張りの武道場を整備しており、剣道等の武道のほか、ダンスやヨガ、体操と市民に幅広く利用してもらえる空間となっている。東側の武道場と同様に固定式の観覧席が272席設けてある。

弓道場はアリーナの2階に整備され、全国的にも珍しい可動式の的場を備えた12人立ちが弓道場である。的場を移動させることで28m先の的を狙う近的と60mの遠的に対応可能である。既に全国大会である紫灘旗を開催している。

トレーニング室は旧体育館の約3倍程度広くなり、28種類の最新機器を設け

ており、軽運動から本格的なトレーニングまで幅広いニーズに応えることができる。



ウ. 久留米アリーナの利用料金

■ 体育館（入場料を徴収せずに全面利用する場合）						
時間		9時から 12時まで	12時30分から 14時30分まで	15時から 17時まで	17時30分から 19時30分まで	20時から 21時まで
メインアリーナ	平日	6,280円	4,180円	4,180円	5,230円	2,610円
	土・日・休日	7,530円	5,020円	5,020円	6,270円	3,130円
サブアリーナ	平日	1,910円	1,270円	1,270円	1,590円	790円
	土・日・休日	2,290円	1,530円	1,530円	1,910円	950円
個人利用		2時間ごと 260円（児童生徒は120円）				

※全面の他、1/2面や1/4面などの部分利用もできます
 ※放送設備や机・椅子、スポーツ用具の貸し出しもあります
 ※入場料を徴収する場合は、割増料金になります

■ 武道場（入場料を徴収しない場合）		■ 弓道場		■ トレーニング室	
時間	2時間ごと	時間	2時間ごと	時間	2時間ごと
全面使用	3,200円	全面使用	1,500円	児童生徒	200円
半面使用	1,600円	主道場	1,200円	一般	380円
4分の1使用	800円	遠的練習場	300円	※1カ月定期券や回数券もあります	
個人利用	200円	個人利用	200円		

※入場料を徴収する場合は割増料金になります

■ 付属施設	
時間	1 時間ごと
控え室① (兼 健康・体力相談室)	100 円
控え室② (兼 体力測定室)	180 円
控え室③ (兼 会議室)	180 円
談話室	130 円
研修室	540 円
大研修室 (全室)	1,890 円
大研修室 (1/3)	630 円
時間	5 分ごと
シャワー室	100 円

※各施設の空調設備を利用する場合は、実費負担になります

エ. 委員からの質疑

Q 1. 福岡県と久留米市が共同で建設したとあるが、具体的に確認したい。

A 1. メインとサブアリーナは福岡県が、トレーニング室、弓道場と武道場は久留米市が、それぞれ費用負担している。

Q 2. 久留米アリーナだけでなく敷地にある駐車場全てで 1,300 台駐車できるが、その内訳について。

A 2. 久留米アリーナ 500 台、陸上競技場 200 台、河川敷 600 台である。

Q 3. 大規模な大会の際に駐車場が不足することはないのか。

A 3. 大規模な大会時には隣接す 100 年公園の駐車場も開放するものの、それでも不足する際には近隣の河川敷の駐車場を開放し駐車台数を確保する。

Q. アリーナの収容人数はどの程度か。

A. イベント時に 5,000 席確保できる規模であり、大相撲の開催も可能である。

Q. 無料開放デーについて。

A. 大会の予約が優先され市民は予約しづらいため、その代わりに試合がない土日や休日等に無料開放デーを設け、市民に無料開放している。

オ. 所管

久留米市では、福岡県と共同で、九州最大規模の体育館である久留米アリーナが平成 30 年 6 月に開館したが、既にこれまでにバレーボールの Vリーグやバ

スケッチボールのBリーグの公式戦が開催されたほか、全国規模の大会を誘致しているが、大会の多くは土日開催となるため、その分市民の利用機会が減少してしまうという課題がある。そこで、久留米市では無料開放デーを設け、土日に市民に無料で利用してもらえる機会を提供していることは、今後四日市市総合体育館の運営にあたって参考となる取り組みである。また、今回久留米アリーナの現地視察を行ったが、平日の昼間であったが、多くの市民がトレーニング室を利用している光景が印象に残った。

当委員会として、本市においては、令和3年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向け、四日市市総合体育館を初めとする競技施設の整備に取り組んだところであるが、今後は三重とこわか国体・三重とこわか大会を1つのきっかけとし、市民がスポーツを観る機会の創出を図り、かつ、競技施設の利活用というポスト国体への取り組みに向け、久留米市のような先進事例を参考としながら、取り組んでまいりたい。

(太宰府市)

1. 市勢

市政施行 昭和 57 年 4 月 1 日

人 口 71,869 人 (令和 2 年 1 月 31 日現在)

面 積 29.60 平方キロメートル

2. 財政

令和元年度一般会計当初予算 244 億 2,623 万円

令和元年度特別会計当初予算 136 億 7,868 万円

令和元年度企業会計予算 43 億 4,088 万円

合 計 424 億 4,579 万円

財政力指数 0.68 (平成 30 年度決算)

3. 議会

条例定数 18

3 常任委員会 (総務文教、環境厚生、建設経済)

2 特別委員会 (予算、決算、太宰府市議会災害対応調査、
議会広報)

4. 視察事項 「家庭ごみの戸別収集について」

(1) 視察目的

福岡県では、昭和 32 年頃から福岡市で家庭ごみの夜間収集が始まり、太宰府市、春日市・大野城市・筑紫野市等の周辺の市町へと夜間収集が波及した。また、筑紫野市以外の自治体では、夜間に戸別収集を実施していることも特徴である。太宰府市においても家庭ごみを夜間に戸別収集している。

本市においては、家庭ごみの収集方法については、ごみステーションでの収集であり、夜間収集も実施していなが、今年度の新総合計画特別委員会の中で、戸別収集に関して、戸別収集の実施自治体を事例にしながら、質疑が行われた

こともあることから、太宰府市で取り組まれている家庭ごみの夜間に行う戸別収集について、参考とすべく、今回視察を行うことになった。

(2) 概要

太宰府市では夜間の戸別収集を実施しており、平成 30 年度実績で 31, 242 世帯、1 世帯当たり 1, 110 円の費用がかかり、決算額としては 447, 561, 182 円である。この戸別収集は太宰府市では平成 4 年度から一般廃棄物収集運搬許可業者 2 社への委託により開始した。収集単価については、近隣 5 市で構成する筑紫地区ごみ収集業者と協議を行い決定しており、決められた単価内で各市の実情に応じた収集回数や収集方法等を定めることもある。

また、太宰府市では平成 4 年からごみ袋の有料化を開始したが、ごみ袋の売り上げについては、ステーション回収よりもコスト高となる戸別収集に要する費用に充てている。

なお、太宰府市では戸別収集に加えて、高齢者等のごみ出しが困難な世帯を対象とした高齢者等ごみ訪問収集サービスにも平成 25 年から取り組んでいるが、高齢者等ごみ訪問収集サービスを利用する場合は、戸別収集の利用はできなくなる。

(3) 戸別収集の方法

戸別収集の実施回数は、可燃ごみが週 2 回、ビンや缶の不燃ごみが月 2 回、その他の不燃ごみが月 1 回、ペットボトルや白色トレイが月 1 回、粗大ごみとせん定枝は予約制になるが月 1 回と、ごみの種類に応じて収集回数が決まっている。収集方法については、家庭系ごみは民間業者に委託し、委託先の一般廃棄物収集運搬許可業者 2 社がそれぞれ担当するエリアを設けて実施している。市民のごみの排出時間は指定日の夕方から午後 10 時までである。また、ごみの持ち出し場所は、もえるごみについては、一戸建て住宅であれば自宅前に、集合住宅であれば集合住宅専用の置き場に、もえないごみ、ペットボトルや白色トレイについては、一戸建て住宅は地域で定められた場所に、集合住宅であれば

集合住宅専用のごみ置き場と、それぞれ定められた場所に出す。粗大ごみやせん定枝はもえるごみと同様に、一戸建て住宅であれば自宅前に、集合住宅であれば集合住宅専用の置き場にごみを出す。

太宰府市 2019年度版

家庭ごみの正しい出し方

ごみ出しのルール

ルールが守られていないごみは、収集しません

- ・太宰府市の指定袋に入れて、持出日の**夕方から午後10時まで**に決められた場所に出してください。
- ・1回に出せる量は、**1世帯2袋**までです。
- ・ごみ袋の口は**結んで**出してください。(ごみ袋からはみ出したり、テープでとめるのは不可)
- ・**事業所ごみを家庭ごみとして出すことはできません。**

ごみの持ち出し

- 太宰府市指定のごみ専用袋で出してください。 ● ごみは、**夕方から午後10時まで**に出してください。
- 1回に出せる量は、**1世帯2袋**までです。
※ただし、ごみ収集休み明けや除草のときなどの場合は**5袋**まで出すことができます。
- ごみ専用袋の口は**結んで**出してください。(専用袋からはみ出したり、テープでとめるのは不可)
※ただし、持ち出し量が多い『かさ』は「**もえないごみ**『その他』」に出すことができます。
- **事業所ごみを家庭ごみで出すことはできません。**

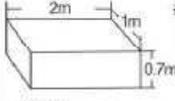
ごみ出しの場所

もえるごみ	一戸建ての方 ▶ 自宅前の道路沿いに出してください。 集合住宅の方 ▶ 共同住宅専用置場に出してください。
もえないごみ『ビン・缶』 もえないごみ『その他』 ペットボトル・白色トレイ	一戸建ての方 ▶ 地域で決められた場所に出してください。 集合住宅の方 ▶ 共同住宅専用置場に出してください。 ※専用置場がない場合は、地域で決められた場所に出してください。
粗大ごみ・せん定枝	一戸建ての方 ▶ 自宅前に出してください。 集合住宅の方 ▶ 共同住宅専用置場に出してください。 ※専用置場がない場合は、地域で決められた場所に出してください。

※『自宅前』の場合でも、**収集車が通れない場合は、地域で決められた場所**に出してください。詳しくは、近所の方や各地区の自治会、集合住宅の管理会社などに確認してください。



ごみ出しのルール

粗大ごみ	毎月 1 回 「要予約」 第○ 曜日	<p>粗大ごみは もえるごみ・ もえないごみの 専用袋に入らないもの</p> <p>受付は1回5点まで</p>  <p>本府専用粗大ごみ・せん定枝シール</p>	<p>【粗大ごみ予約先】 受付電話番号 ☎920-2156 予約受付：月～金曜日 9:00～16:00 持出日の5日前まで に電話予約 ※土・日・祝日・休日・ ごみ収集休みはできません。</p>	 <p>※粗大ごみ1個のめやす 左の図の大きさを超える場合は、 予約の際にお尋ねください。 (大きく超える場合は「粗大ごみ・せん定枝 シール」が複数必要となる場合があります。)</p> 	<p>一戸建て⇒自宅前 (収集車が通れない場合は、地域で 決められた場所)</p> <p>共同住宅 ⇒共同住宅専用 もえないごみ 置場周辺 (専用置場がない 場合は、地域で決 められた場所)</p>
	せん定枝	毎週 1 回 「要予約」 毎週 曜日	<p>※「粗大ごみ・せん定枝シール(1枚500円)」を貼り、受付番号を記入して出してください。 ※受付番号は受付時にお伝えします。</p>	<p>【せん定枝予約先】 受付電話番号 ☎924-0899 予約受付：月～金曜日 9:00～16:00</p> <p>※家庭から出るせん定枝、落ち葉(草は除く)のリサイクルにご協力ください。 専用袋は、受付後3日程度(土日祝除く)で自宅にお届けします。 専用袋はヒモで結ぶ必要はありません。</p> <p>※事業所から発生するもの、街路樹や公園から発生するものは収集不可。</p>  <p>専用袋の大きさ 制限：30kg程度まで</p>	

種類	持出日	指定袋	出せるもの・出し方(主なもの)	持出場所
もえるごみ(週2回)	毎週 曜日	もえるごみ専用袋 太宰府市 45ℓ(大) 10枚450円 30ℓ(中) 10枚300円 15ℓ(小) 10枚150円	生ごみ ペットボトルのキャップ ポリ容器 調味料・洗剤・シャンプーなどのボトル 洗面器・バケツ カセット・ビデオテープ・CD・DVD 使い捨てライター 色つき・柄つきトレイなど プラスチック製容器包装	一戸建て⇒自宅前 (収集車が通れない場合は、地域で決められた場所) 共同住宅 ⇒共同住宅専用もえるごみ置場 (専用置場がない場合は、地域で決められた場所)
もえないごみ	毎月第1・3 曜日	ビン・缶専用袋 太宰府市 30ℓ(大) 10枚400円 18ℓ(小) 10枚250円	飲食用ビン 缶詰 お菓子の缶 ※お菓子の缶など一番長いところが20cmを超えるものはもえないごみ(その他)へ。 ※中身は空にして、すすいでください。 ※ビン・缶(缶詰以外)のふたは外してください。 ※割れたビンは紙などに包み品名を書いて出してください。	一戸建て ⇒地域で決められた場所 共同住宅 ⇒共同住宅専用もえないごみ置場 (専用置場がない場合は、地域で決められた場所)
	毎月第2・4 曜日	その他専用袋 太宰府市 30ℓ(大) 10枚400円 18ℓ(小) 10枚250円	陶磁器類(茶碗、皿、花瓶など) かき ビン・缶類のふた(金属製) スプレー缶・カセットボンベ ※中身は完全に使い切って穴を空けずに出してください。 小型家電(炊飯器、ポット、電子レンジなど) その他の金属類 使い捨てカイロ ※化粧用ビン・LED照明など 金属類(鍋・フライパンなど) ガラス類(コップ、皿など) ※割れたものや刃物は紙などに包み品名を書いて出してください。 ※化粧用ビン・LED照明など	
ペットボトル・白色トレイ(月1回)	毎月第1・3 曜日	ペットボトル・白色トレイ専用袋 太宰府市 30ℓ 10枚200円	ペットボトルはマークがついているもののみ回収します。 ※ペットボトルのラベル・キャップははずして、もえるごみへ。 ※中身は空にして、すすいでください。 ※色つき・柄つきトレイや卵・豆腐・納豆・弁当の容器などは、もえるごみへ。	一戸建て ⇒自宅前 (収集車が通れない場合は、地域で決められた場所) 共同住宅 ⇒共同住宅専用もえないごみ置場 (専用置場がない場合は、地域で決められた場所)

(4) 夜間収集のメリットとデメリット

まず、メリットとしては、交通渋滞の通勤ラッシュ時の交通渋滞を避けて収集することが可能となり、カラス等によるごみ集積場が荒らされる被害を防ぐとともに、夜間にごみ収集を実施することで防犯パトロールの側面を併せ持ち犯罪抑止効果が期待されるほか、日中にごみを見かけないため、環境美化と景観上好ましいということが挙げられる。一方で、夜間に収集業務を行うため、就寝中の収集車の車両の騒音が生じ、夜間という人目が付きにくい時間帯のため、資源物の持ち去りが生じやすい環境となり、出し間違い等によるごみの未回収による早朝のカラス等の集積場が荒らされる被害がある。

(5) 委員からの質疑

Q1. 資源物の持ち去りの防止策はあるのか。

A 1. 近隣の自治体の中にはパトロールを実施しているところもあるが、人員面や予算面での課題があり、発見した際に注意する程度である。

Q 2. 平成4年から始めたごみ袋有料化の経緯について。

A 2. 行政区補助し、業者に委託した上で、行政区が支払う。

Q 3. 戸別収集は市内全世帯を対象としたものか。

A 3. ほぼすべての世帯が対象となっている。

Q 4. 戸別収集によりコストが上昇すると思うが、どのように考えているのか。

A 4. ごみ袋の有料化を行っており、その売り上げを充てている。

Q 5. 戸別収集を行う事業者は何社あるのか。

A 5. 2社の事業者随意契約している。

Q 6. 古紙回収は対象ではないのか。

A 6. 自治会や子供会が行う回収事業に対して奨励金を支出している。

(6) 所管

太宰府市では平成4年から戸別収集を開始し、ステーション回収より割高となる費用面は有料化したごみ袋の売り上げを当てており、戸別収集を導入する際に、第一に費用面をどう工面するかということが挙げられる。

また、太宰府市を初めとする福岡県では、家庭ごみを夜間に戸別収集する方式を福岡市が昭和30年代から実施したほか、福岡市周辺の太宰府市、春日市・大野城市・筑紫野市でも戸別収集を実施しており、かつ筑紫野市を除く全ての自治体では夜間に戸別収集を実施しているが、これは福岡市での夜間に実施する戸別収集が周辺の自治体にも影響を及ぼし、地域の特性から導入に至った側面も考えられる。

当委員会としては、本市においてはステーション回収によるごみ収集を実施しており、現段階では戸別収集を実施する見込みはないものの、誰もがごみ出しに困らない生活環境の確保に向け、今後も引き続き、太宰府市のような先進事例を調査研究し、議論を深めてまいりたい。